

資料 1

令和 4 年 壱岐市議会定例会 6 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

報告第 4 号関係

壱岐市税条例新旧対照表 1

報告第 5 号関係

壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表 7

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第34条の6まで (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの ア～エ 略</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ 略</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の8から第47条の6まで (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第60項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第60項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項におい</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第34条の6まで (略) (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 (略)</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの ア～エ 略</p> <p>オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>カ～コ 略</p> <p>2 (略)</p> <p>第34条の8から第47条の6まで (略) (法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>法第321条の8第62項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第62項</u>及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第11項におい</p>	

て「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

第49条から第73条まで (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、手数料条例による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、手数料条例による。

て「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第11項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 (略)

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 (略)

第49条から第73条まで (略)

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、手数料条例による。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、手数料条例による。

第74条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第10条まで (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第23項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

第74条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第10条まで (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

3 法附則第15条第22項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第23項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第23項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第23項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

10 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

12 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

- 14 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 20 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 21 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 22 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 23・24 (略)
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ
うとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)
- 2～7 (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第
10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用
を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工
事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告
書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市
長に提出しなければならない。

- 14 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について
同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 20 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。
- 21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 22 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
- 23・24 (略)
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けよ
うとする者がすべき申告)
- 第10条の3 (略)
- 2～7 (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条
第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の
適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改
修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載し
た申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付
して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 (略)

第11条から第11条の2まで (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 (略)

第11条から第11条の2まで (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 （略）

以下 （略）

固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 （略）

以下 （略）

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3条から第22条まで (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た</p>	

額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
(1)～(3) (略)

以下 (略)

額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
(1)～(3) (略)

以下 (略)

令和3年度 3月31日専決補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月31日専決補正予算の概要	2~4
3. 繰越明許費	5~6
4. 基金の状況（見込み）	7
5. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	8



荏岐市

令和3年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名			現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額
一 般 会 計			25,198,192	△ 19,556	25,178,636
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定	3,801,207		3,801,207
		診療施設勘定	49,989		49,989
		計	3,851,196		3,851,196
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,711,088		3,711,088
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,750,205		3,750,205
	下水道事業特別会計		325,047		325,047
	三島航路事業特別会計		115,612		115,612
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
	合 計		8,516,073		8,516,073
一般会計、特別会計の合計			33,714,265		33,694,709

○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3月31日専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的收入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的收入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度 3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 3 財政管理費	基金積立金	958,160	214,400	1,172,560	0	0	0	0	214,400	<p>●事業の背景・目的等 市債の償還（返済）に必要な財源の確保と、将来にわたり財政の健全な運営を図るため、基金（減債基金・過疎地域持続的発展特別事業基金）の積立てを行う。</p> <p>●事業内容 減債基金 200,000千円 過疎地域持続的発展特別事業基金 14,400千円</p>	財政課 P20～21
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ふるさと応援寄附金	744,771	▲ 196,108	548,663	0	0	0	▲ 197,508	1,400	<p>●事業の背景・目的等 本事業を通して、ふるさと応援寄附金の増加を図り、宍州市総合計画の将来ビジョンである「宍岐、誇り 我々が未来をつくる」を実現するための各種施策を展開していく。</p> <p>●事業内容 事業実績によるふるさと応援寄附金の減</p>	政策企画課 P20～21
	定住奨励事業	39,126	▲ 7,900	31,226	0	0	0	▲ 7,800	▲ 100	<p>●事業の背景・目的等 宍州市総合計画の「U1ターンの強化」において、定住・移住を推進するため、U1ターン者に対する移住費用の負担を軽減するため、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行う。また、移住者への住宅を確保し、移住者の増加を図るため、民間賃貸住宅整備に対する建設費の一部補助や空き家バンクに登録する所有者に対して改修費の一部補助を行う。</p> <p>●事業内容 定住奨励事業等補助金の交付実績による減</p>	政策企画課 P20～21
	結婚新生活支援事業費補助金	16,829	▲ 6,000	10,829	0	0	0	▲ 2,100	▲ 3,900	<p>●事業の背景・目的等 結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくりを行う一環として、新規に婚姻した世帯を対象に新生活を経済的に支援することで、地域における少子化対策を図る。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	政策企画課 P20～21

令和3年度 3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	共同電算システム導入事業	194,236	▲ 12,700	181,536	0	0	0	▲ 68,536 合併振興基金 繰入金 △68,536	55,836	●事業の背景・目的等 国は自治体の電算システムを標準化するため共同化・クラウド化を推進している。共同電算システムを利用することで割勘効果による経費削減が期待できる。 また、既に証明書等のコンビニ交付、電子納付の仕組みも導入されており、利用者サービスの向上が図られるとともに、開発経費及び人的な負担が軽減される。 ●事業内容 事業実績による減	情報管理課 P20～21
	地域情報通信推進事業費	177,144	▲ 5,400	171,744	0	0	11,400 過疎対策事業 債	▲ 20,000 合併振興基金 繰入金 △20,000	3,200	●事業の背景・目的等 高度情報化社会に適應した魅力ある街づくりを推進することにより、市民の生活環境の向上及び地域の産業の振興等、地域の活性化に資するために設置された香枝市ケーブルテレビ施設の維持管理を指定管理者とともに進行。 ●事業内容 事業実績による減	情報管理課 P20～21
4 衛生費 1 保健衛生費 1 保健衛生費	がん検診	56,129	▲ 8,400	47,729	0	0	0	▲ 9,100 ふるさと応援 寄附金繰入金 △9,100	700	●事業の背景・目的等 がん検診を実施することにより、疾病の早期発見。早期治療につなげ、市民の健康増進を図る。なお、検診実施については香枝医師会並びに県内の検診専門機関に委託する。 ●事業内容 事業実績による減	健康増進課 P22～23
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	クリーンセンター費	213,164	▲ 6,900	206,264	0	0	0	▲ 7,000 合併振興基金 繰入金 △7,000	100	●事業の背景・目的等 クリーンセンターは竣工から9年が経過し、施設の設備・装置の老朽化が進み、近年では補修・修繕が増えている。そのため、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検整備、診断を実施するなど、施設の長寿命化に取り組むとともに、ライフサイクルコストの縮減（予算の平準化）を図っていく。 ●事業内容 事業実績による減	環境衛生課 P22～23

令和3年度 3月31日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	磯焼け対策協議会負担金	30,600	▲ 7,100	23,500	0	0	0	▲ 7,100	0	<p>●事業の背景・目的等 近年の温暖化の影響により、藻場の回復阻害要因として、植食性魚類による海藻の食害が顕著化し、藻場の形成時期や構成種が大きく変化している。これは水温の上昇により魚類の摂食活動が長期化及び活発化し、魚類の摂食圧が以前より強くなったため、海藻の生産量と魚類の摂食圧とのバランスが崩れたことが原因だと考えられている。この度、漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策関係事業を推進するため磯焼け対策協議会を設立し、藻場の早期回復を図ることを目的とする。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	水産課 P24～25
8 消防費 1 消防費 3 消防団車両購入事業費	公用車購入費	45,338	▲ 5,007	40,331	0	0	▲ 3,400	▲ 8,100	6,493	<p>●事業の背景・目的等 年数経過による故障頻度の増加に伴い、消防団活動に支障をきたすことがないよう車両を更新し消防力の充実強化を図る。 消防積載車及び消防ポンプ車は、購入後23年、20年で更新を検討している。</p> <p>●事業内容 事業実績による減</p>	消防本部 P26～27
9 教育費 1 教育総務費 2 事務局費	学校施設整備基金積立金	21,334	50,000	71,334	0	0	0	0	50,000	<p>●事業の背景・目的等 地方自治法第241条第1項の規定により、本市の学校施設の整備事業に要する資金に充てるため、基金の積立を行う。</p> <p>●事業内容 学校施設整備基金 50,000千円</p>	教育総務課 P26～29

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
3 民生費	1 社会福祉費	老人ホーム給湯設備改修工事	7,115	R4.4.12	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて世界的に半導体不足に陥り、3月中旬見込みであった機器製品の供給が3月末まで遅れが生じ、年度内での完成が困難となったため。
5 農林水産業費	3 水産業費	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落排水整備事業）	4,352	R4.9.30	本地区は、今年度機能保全対策工事に先立ち、対象機器の詳細設計完了後の発注予定であったが、前年度の発注業務であった機能保全計画策定完了が今年6月末となったことにより、詳細設計完了が令和4年2月末となったため、工事発注が令和4年3月末となった。そのことにより、適正な工事期間が確保できなくなったため。
7 土木費	6 下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水道事業）	3,204	R4.5.31	本事業については、下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、国庫補助金である「社会資本整備交付金」を活用し、菅崎市が管理する公共下水道処理施設の改修工事を行うものである。本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、工事の完成が令和4年度中となるため。
8 消防費	1 消防費	消防団車両購入事業費	20,130	R4.5.2	納品予定であった車体がリコール対象となったほか、世界的な半導体不足も重なり、製造工程が停止するなど大幅な遅れが生じ、年度内の納品が困難となったため。
合 計			34,801		

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
5 農林水産業費	1 農業費	県営事業費	21,500	21,632	132	R5.3.31	事業推進の観点から、令和3年度国補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となった。市負担金の起債充当の観点からも繰越予算計上が必要であるため。
合 計			21,500	21,632	132		

基 金 の 状 況 (見込み)

○積立基金

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度		令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,053,960	250,262	0	1,304,222	250,250	0	1,554,472	
減債基金	765,406	135	0	765,541	660,025	0	1,425,566	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	131,738	25	105,900	25,863	10	25,873	
	地域福祉基金	689,270	0	2,300	686,970	0	686,970	
	老人ホーム事業施設整備基金	177,017	17	10,200	166,834	10	166,844	
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	40,775	
	栽培漁業振興基金	129,142	18	3,920	125,240	5	11,900	113,345
	沿岸漁業振興基金	51,148	17,989	17,985	51,152	18,082	18,077	51,157
	教育振興基金	7,004	1,000	0	8,004	1	1,000	7,005
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,742	1	4,500	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	0	192,200	2,173,400	0	392,764	1,780,636
	ふるさと応援基金	512,002	308,758	276,382	544,378	358,842	317,360	585,860
	過疎地域自立促進特別事業基金	507,947	259,994	195,580	572,361	256,500	56,000	772,861
	本庁舎建設基金積立金	200,016	50,020	0	250,036	25	0	250,061
	学校施設整備基金積立金	250,043	50,052	0	300,095	50,070	0	350,165
	吉崎市森林環境譲与税基金	3,064	6,514	0	9,578	6,529	0	16,107
小 計	6,083,313	694,388	808,967	5,968,734	690,075	797,101	5,861,708	
計	7,902,679	944,785	808,967	8,038,497	1,600,350	797,101	8,841,746	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	175,705	12	45,000	130,717	5	68,979	61,743
	介護給付費準備基金	61,112	5	0	61,117	5	3,182	57,940
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	22,347	0	9,301	13,046	1	1,000	12,047
計	259,164	17	54,301	204,880	11	73,161	131,730	
合 計	8,161,843	944,802	863,268	8,243,377	1,600,361	870,262	8,973,476	

○定額運用基金

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度		令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	47,566	5,000	0	52,566	5,000	0	57,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	69,566	5,000	0	74,566	5,000	0	79,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,231,409	949,802	863,268	8,317,943	1,605,361	870,262	9,053,042
-----------------	-----------	---------	---------	-----------	-----------	---------	-----------

【参考資料】

令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	344,714 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,024,000 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,078,696	780,868	500	800	45,589	250,939
	高齢者福祉事業	69,920	0	6,300	11,497	8,013	44,110
	児童福祉事業	10,635	130	5,000	500	769	4,236
	母子福祉事業	2,378	937	0	0	222	1,219
	生活保護扶助事業	791,640	559,839	0	27,401	31,425	172,975
	小計	1,953,269	1,341,774	11,800	40,198	86,018	473,479
社会保険	介護保険事業	562,244	43,954	0	17,000	77,069	424,221
	国民健康保険事業	291,792	157,844	0	0	20,593	113,355
	小計	854,036	201,798	0	17,000	97,662	537,576
保健衛生	高齢者医療事業	545,657	92,635	0	21,050	66,412	365,560
	疾病予防対策事業	121,562	4,977	2,100	48,500	10,145	55,840
	医療提供体制確保事業	549,476	0	0	0	84,477	464,999
	小計	1,216,695	97,612	2,100	69,550	161,034	886,399
合計		4,024,000	1,641,184	13,900	126,748	344,714	1,897,454

令和4年度 5月27日専決補正予算概要

- | | |
|-------------------|---|
| 1. 各会計予算額一覧 | 1 |
| 2. 5月27日専決補正予算の概要 | 2 |



吉 岐 市

令和4年度壱岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	5月27日専決補正予算額	補正後予算額	
一般会計		22,390,000	76,036	22,466,036	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,645,887	3,645,887	
		診療施設勘定	49,537	49,537	
		計	3,695,424	3,695,424	
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971		389,971
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,666,872		3,666,872
		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
		計	3,702,915		3,702,915
	下水道事業特別会計		408,695		408,695
	三島航路事業特別会計		120,672		120,672
	農業機械銀行特別会計		105,701		105,701
合計		8,423,378		8,423,378	
一般会計、特別会計の合計		30,813,378	76,036	30,889,414	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	5月27日専決補正予算額	補正後予算額
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015		790,015
	資本的収入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

令和4年度 5月27日専決補正予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 4 選挙費 3 長崎県議会議員選挙費	長崎県議会議員補欠選挙費	0	14,044	14,044	0	14,044	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 吉岐市選出の県議会議員辞職に伴う補欠選挙が令和4年7月10日に執行となったため。</p> <p>●事業内容 長崎県議会議員補欠選挙に係る執行経費</p>	選挙管理委員会 P10~11
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	0	36,263	36,263	36,263	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）に対して、給付金を支給することにより生活の支援を行う。</p> <p>●事業内容 住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対して児童1人につき5万円を支給する。</p>	こども家庭課 P10~13
	ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業	0	25,729	25,729	25,729	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、特別給付金を支給することにより、生活の支援を行う。</p> <p>●事業内容 児童扶養手当受給者等に対して児童1人につき5万円を支給する。</p>	こども家庭課 P10~13

令和4年度 6月補正①予算(案)概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 6月補正①予算事業一覧	2



高崎市

令和4年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	6月補正①予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		22,466,036	22,000	22,488,036	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,645,887	3,645,887	
		診療施設勘定	49,537	49,537	
		計	3,695,424	3,695,424	
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971		389,971
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,666,872		3,666,872
		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
		計	3,702,915		3,702,915
	下水道事業特別会計		408,695		408,695
	三島航路事業特別会計		120,672		120,672
	農業機械銀行特別会計		105,701		105,701
合計		8,423,378		8,423,378	
一般会計、特別会計の合計		30,889,414	22,000	30,911,414	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	6月補正①予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015		790,015
	資本的収入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

令和4年度 6月補正①予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	0	22,000	22,000	0	0	22,000	0	0	<p>●事業の背景・目的等 郷ノ浦港のボーディングブリッジ改修工事において、令和3年度に実施した施設の調査・点検の結果、塩害や老朽化が著しく、油圧系統の亀裂及び油漏れが確認されたため、油圧ユニットの取替補修の必要が新たに生じた。また、直近の鋼材及び油脂価格の大幅な上昇に伴い、繰越工事費では不足するため、今回、ボーディングブリッジ改修工事に必要な予算を増額計上する。</p> <p>●事業内容 郷ノ浦港ターミナルビル改修事業 改修工事 増（油圧ユニット取替及び鋼材、油脂価格上昇による）</p>	水産課 P10~11

資料 5

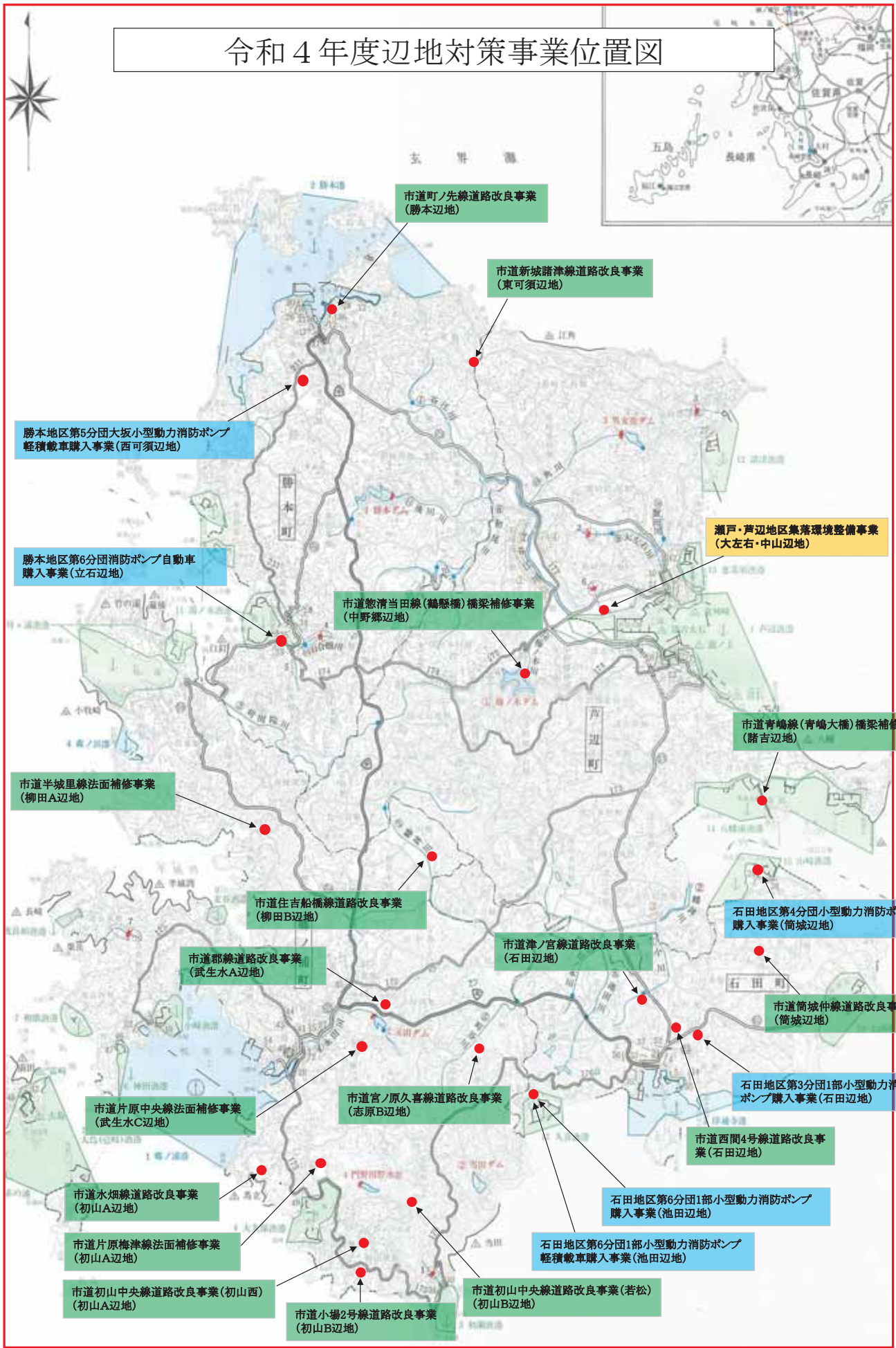
令和 4 年老岐市議会定例会 6 月会議 議案第 29 号関係資料

辺地対策事業位置図等

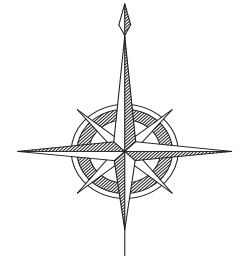
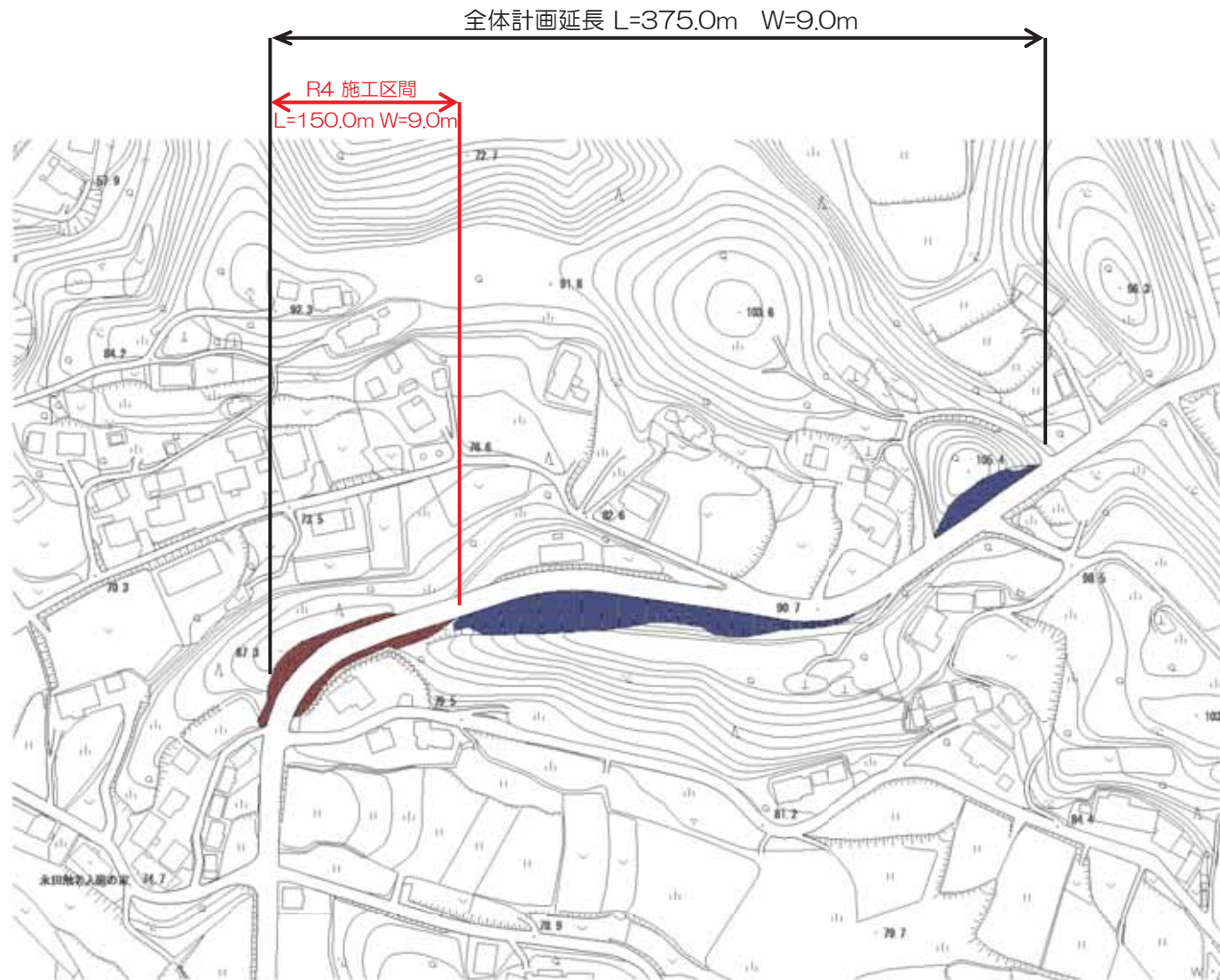
辺地対策事業関係資料

No.	事業名	辺地名	ページ	施設名
1	辺地対策事業位置図		1	
2	市道片原中央線法面補修事業	武生水C	2	道路
3	市道半城里線法面補修事業	柳田A	4	道路
4	市道宮ノ原久喜線道路改良事業	志原B	6	道路
5	市道青嶋線(青嶋大橋)橋梁補修事業	諸吉	8	道路
6	市道惣清当田線(鶴懸橋)橋梁補修事業	中野郷	10	道路
7	市道西間4号線道路改良事業	石田	12	道路
8	市道津ノ宮線道路改良事業	石田	13	道路
9	市道筒城仲線道路改良事業	筒城	14	道路
10	市道郡線道路改良事業	武生水A	16	道路
11	市道住吉船橋線道路改良事業	柳田B	18	道路
12	市道水畑線道路改良事業	初山A	20	道路
13	市道片原梅津線法面補修事業	初山A	22	道路
14	市道初山中央線道路改良事業(初山西)	初山A	24	道路
15	市道小場2号線道路改良事業	初山B	26	道路
16	市道初山中央線道路改良事業(若松)	初山B	28	道路
17	市道町ノ先線道路改良事業	勝本	30	道路
18	市道新城諸津線道路改良事業	東可須	32	道路
19	瀬戸・芦辺地区集落環境整備事業	大左右・中山	34	下水処理のための施設
20	石田地区第3分団1部小型動力消防ポンプ購入事業	石田	35	消防施設
21	石田地区第4分団小型動力消防ポンプ購入事業	筒城		消防施設
22	石田地区第6分団1部小型動力消防ポンプ購入事業	池田		消防施設
23	勝本地区第6分団消防ポンプ自動車購入事業	立石	37	消防施設
24	勝本地区第5分団小型動力消防ポンプ軽積載車購入事業	西可須	41	消防施設
25	石田地区第6分団1部小型動力消防ポンプ軽積載車購入事業	池田		消防施設

令和4年度辺地対策事業位置図



市道片原中央線法面補修事業



凡 例	
過年度	黒色
当該年度	赤色
次年度以降	青色

令和4年度 市道片原中央線法面補修事業

工事起点



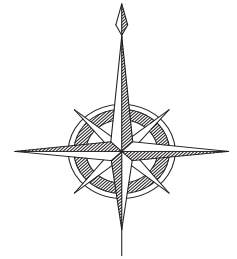
工事終点



市道半城里線法面補修事業

全体計画延長 L=75.0m W=4.5m

R4 施工区間
L=75.0m W=4.5m



凡 例	
過年度	
当該年度	
次年度以降	

令和4年度 市道半城里線法面補修事業

工事起点



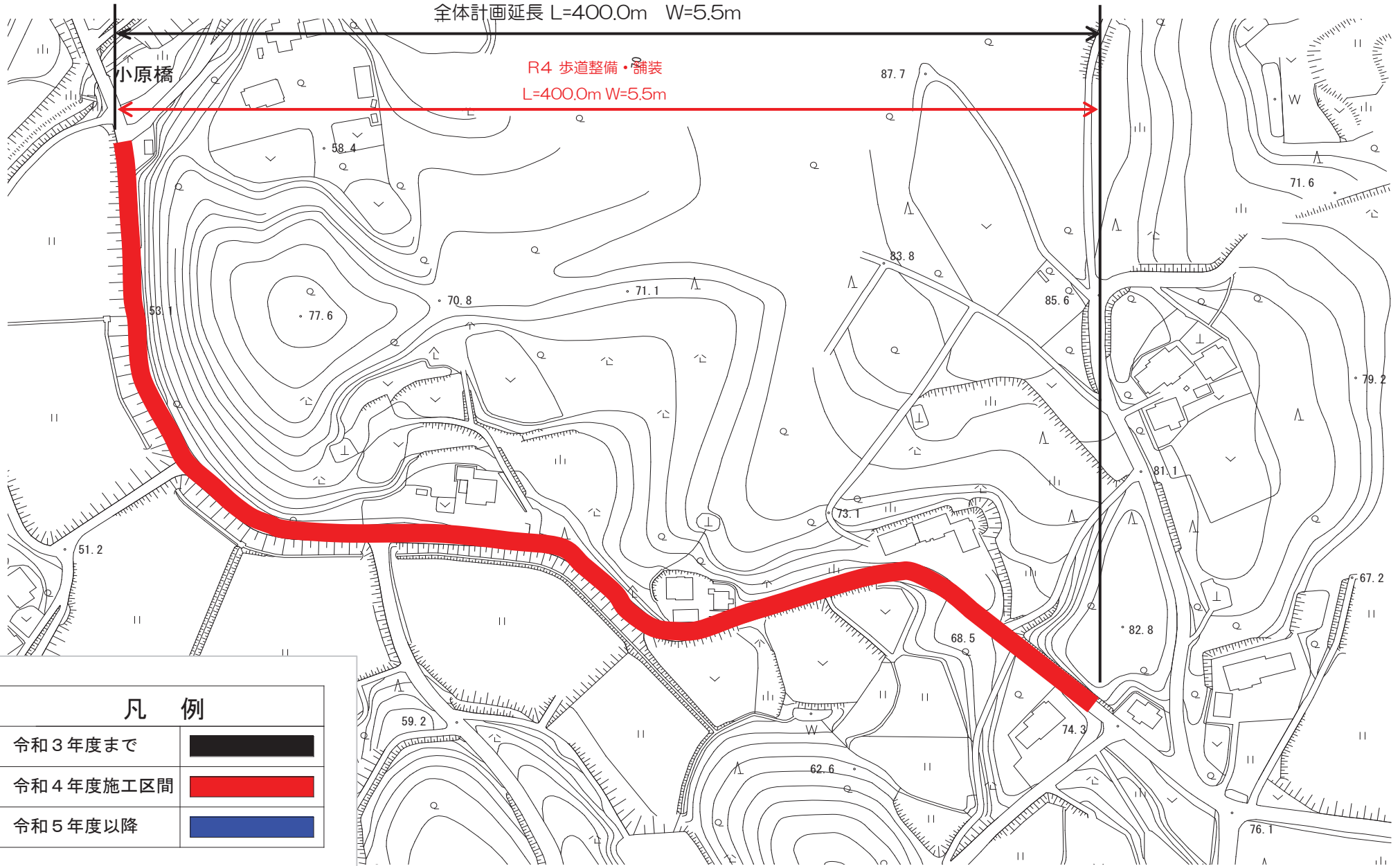
工事終点



市道宮ノ原久喜線道路改良事業

全体計画延長 L=400.0m W=5.5m

R4 歩道整備・舗装
L=400.0m W=5.5m



凡 例

令和3年度まで	■
令和4年度施工区間	■
令和5年度以降	■

令和4年度 市道宮ノ原久喜線道路改良事業

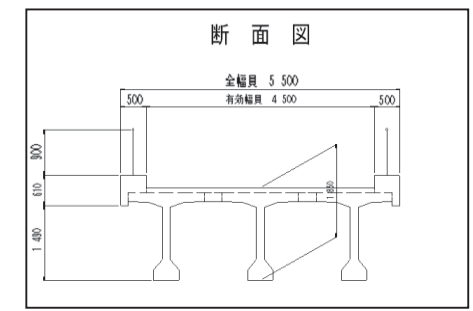
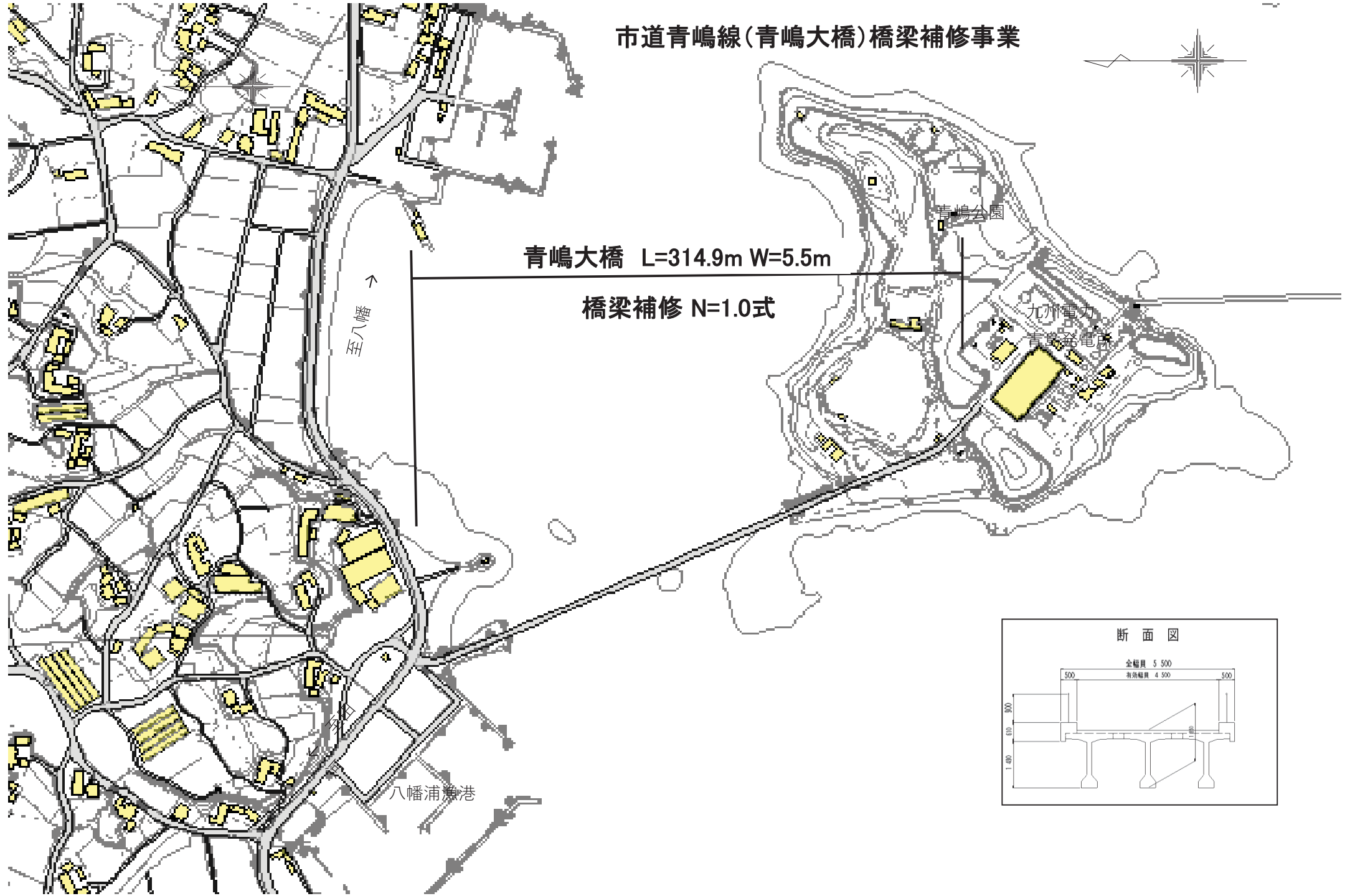
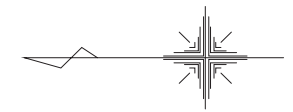
工事起点



工事終点



市道青嶋線(青嶋大橋)橋梁補修事業



令和4年度 市道青嶋線（青嶋大橋）橋梁補修事業

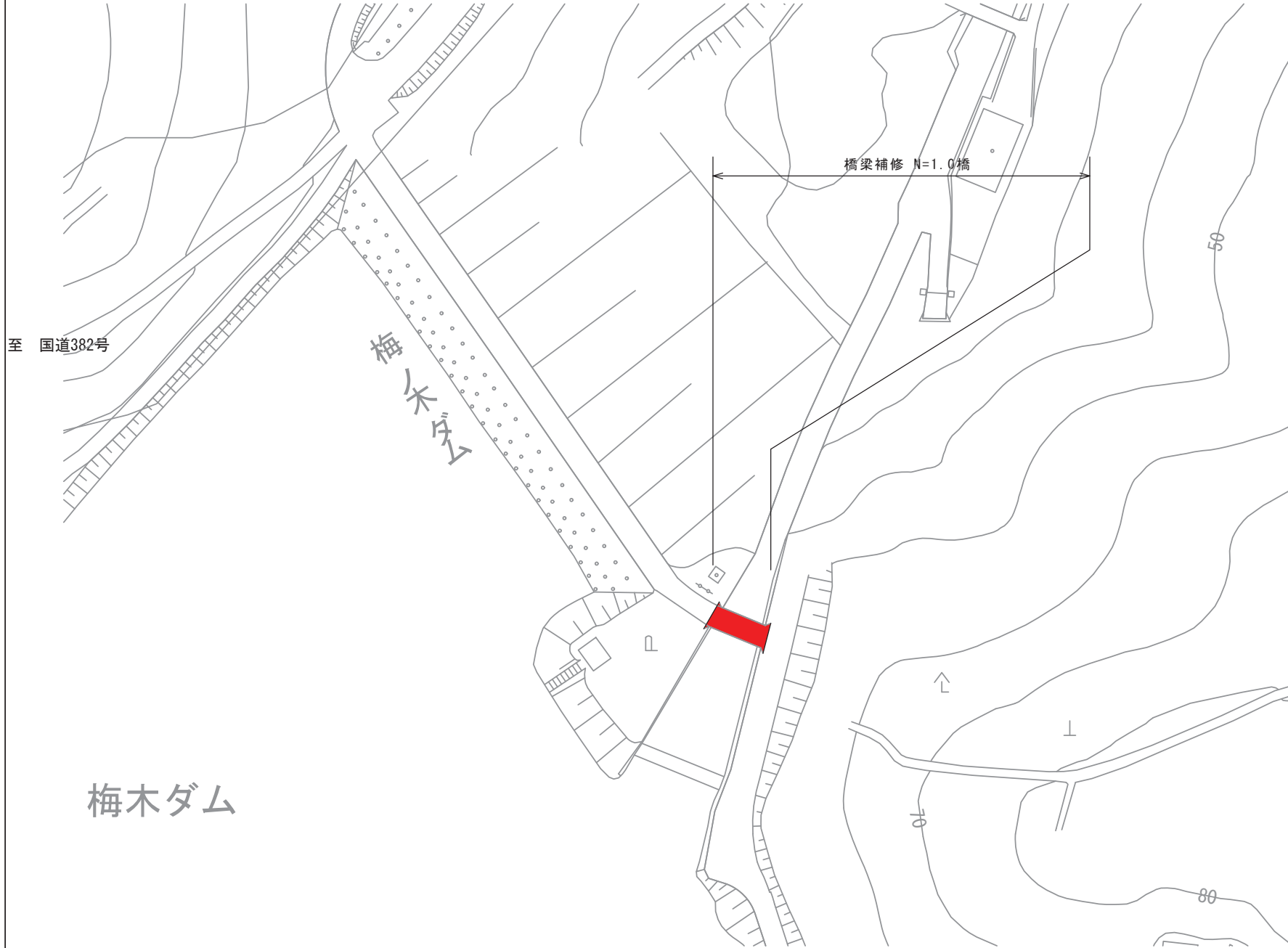
工事起点



工事終点



市道惣清当田線（鶴懸橋）橋梁補修事業



年度	令和4年度
業務名	市道惣清当田線（鶴懸橋）橋梁補修事業
施工箇所	巻岐市 芦辺町 中野郷西触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	1 葉の内 1
 長崎県巻岐市	

令和4年度 市道惣清当田線（鶴懸橋）橋梁補修事業

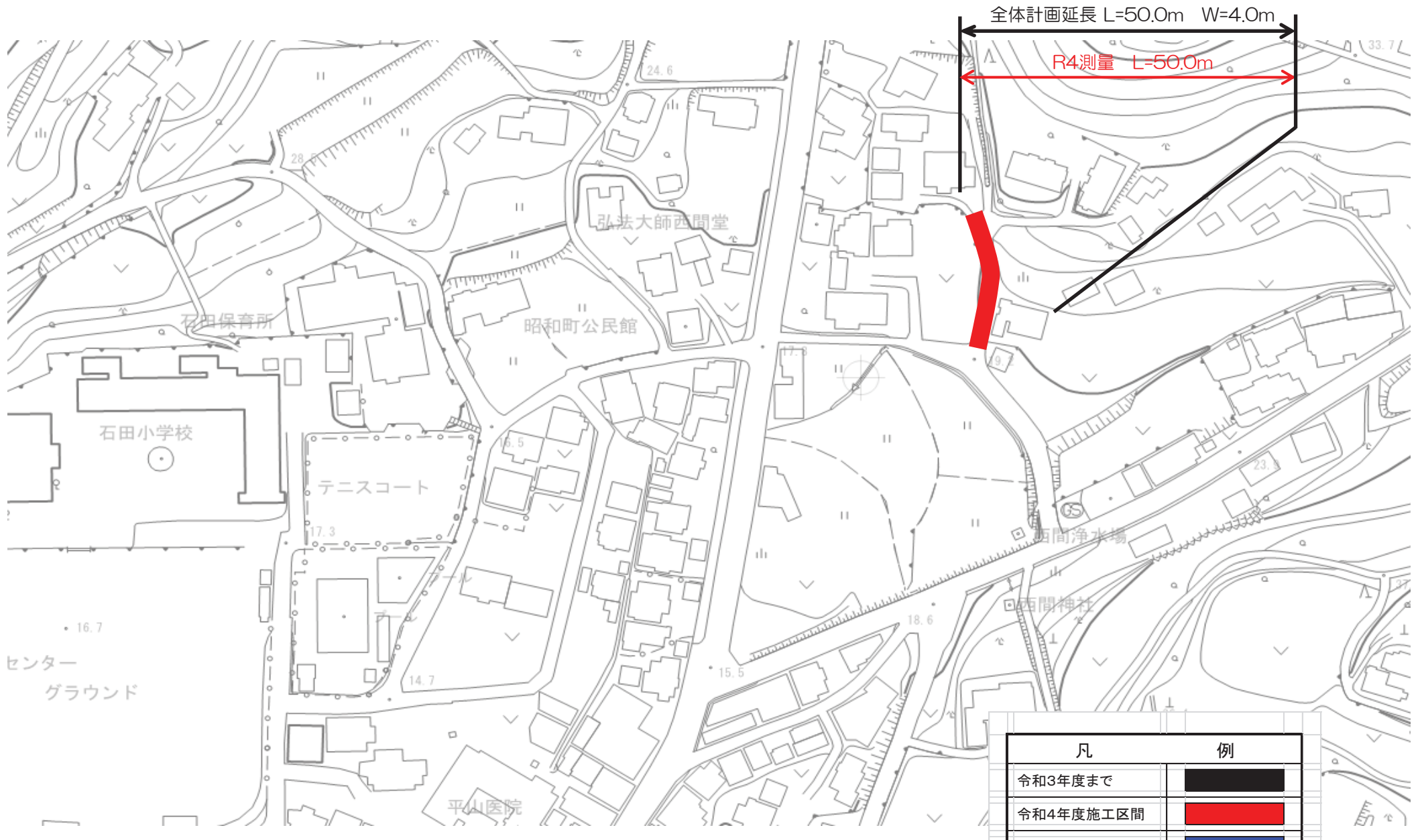
工事起点



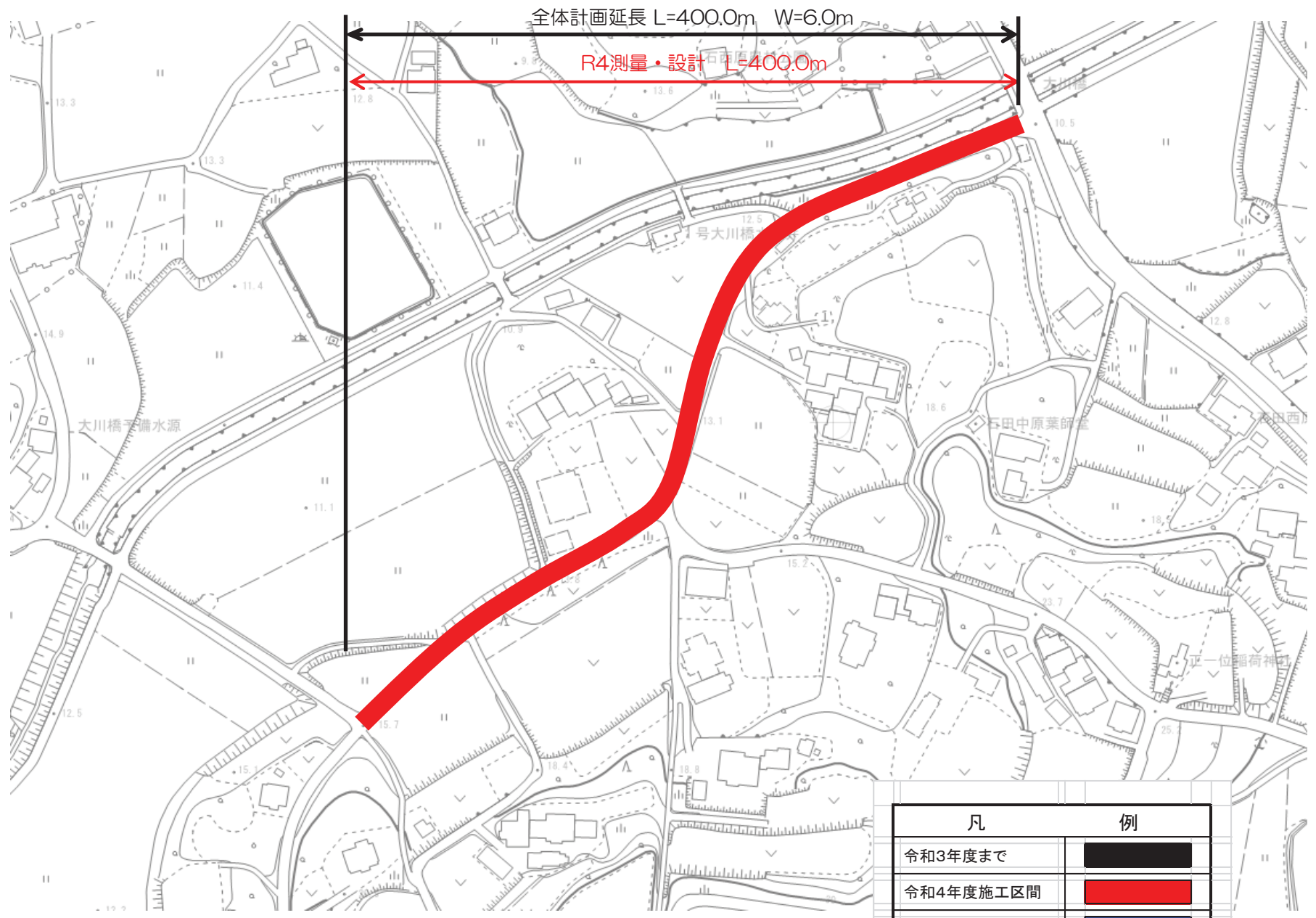
工事終点



市道西間4号線道路改良事業



市道津ノ宮線道路改良事業

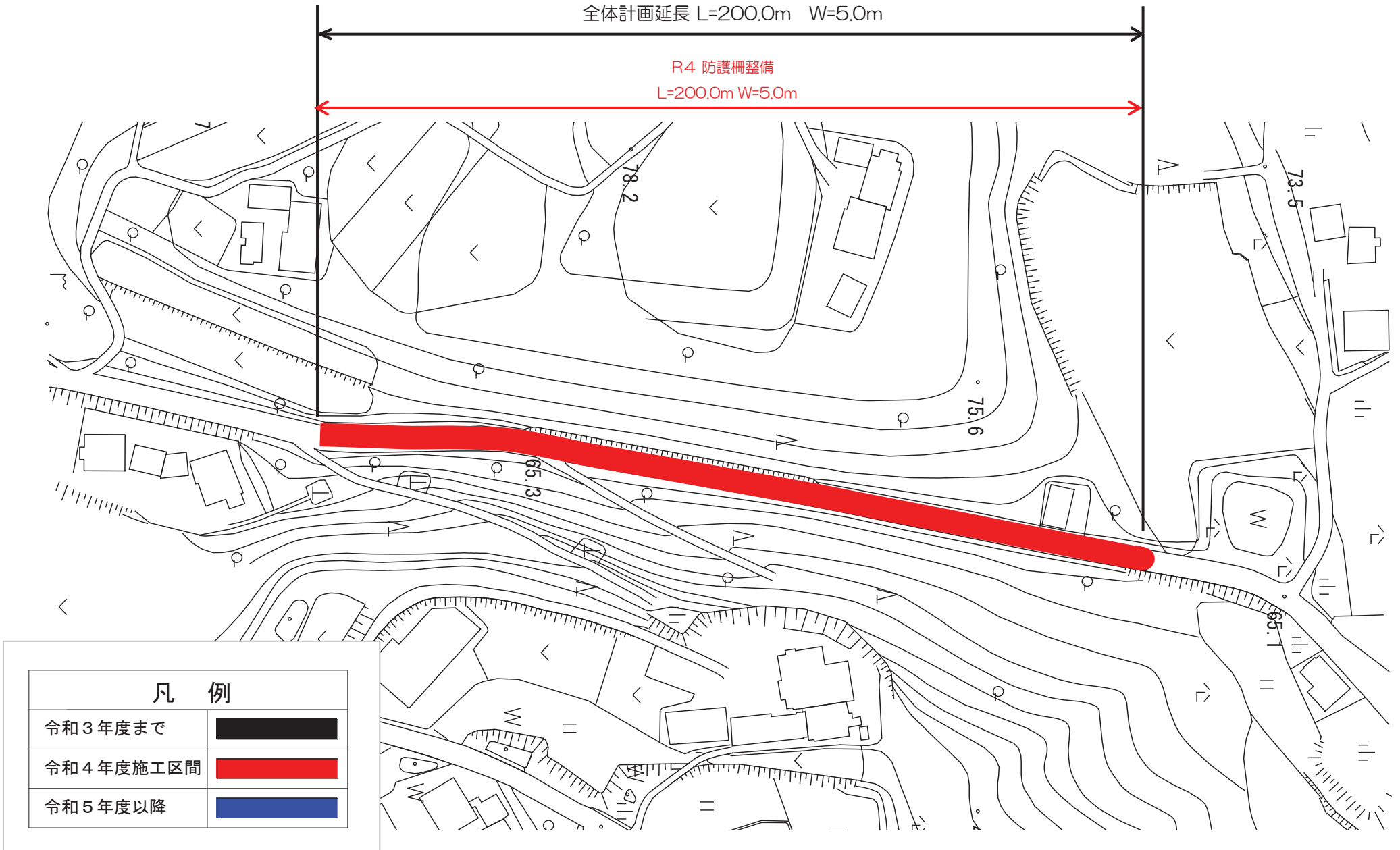


凡	例
令和3年度まで	
令和4年度施工区間	

市道筒城仲線道路改良事業

全体計画延長 L=200.0m W=5.0m

R4 防護柵整備
L=200.0m W=5.0m



令和4年度 市道筒城仲線道路改良事業

工事起点



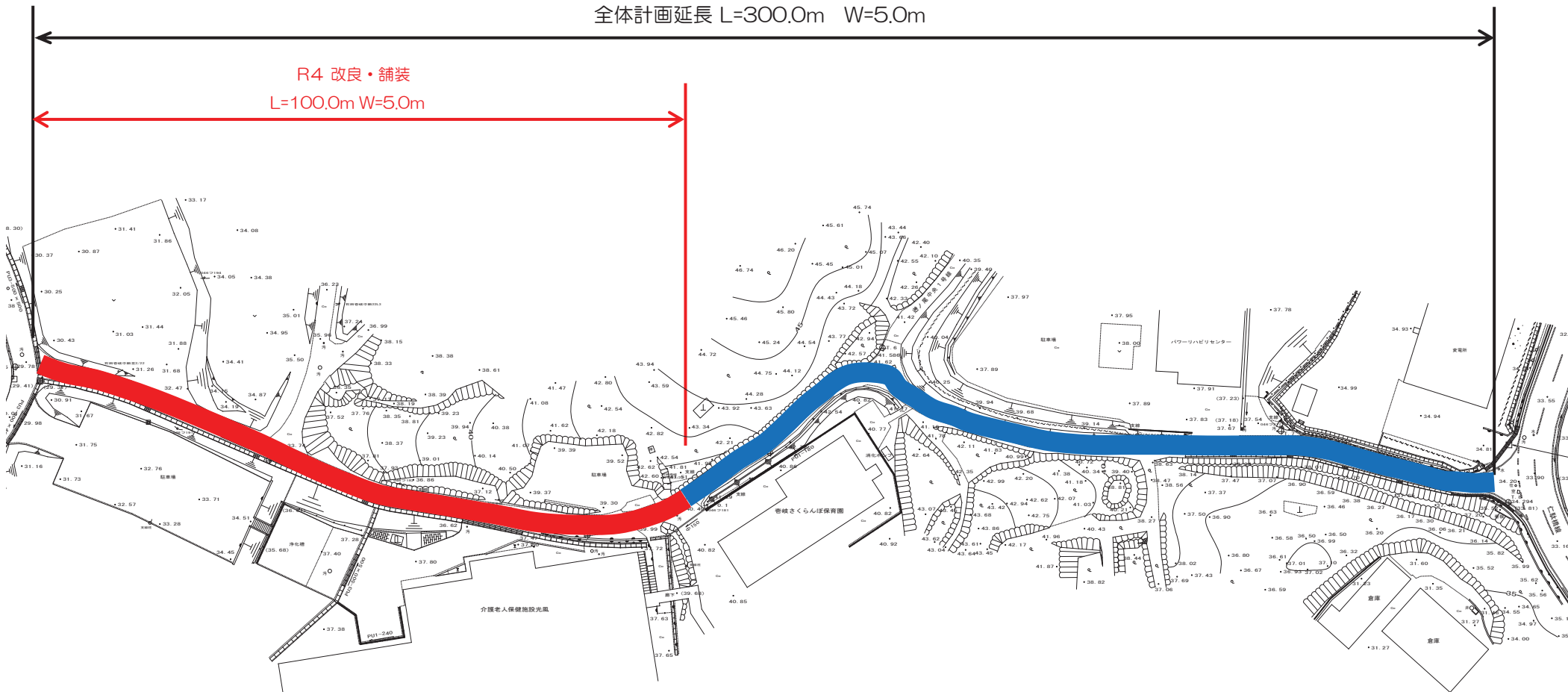
工事終点



市道郡線道路改良事業

全体計画延長 L=300.0m W=5.0m

R4 改良・舗装
L=100.0m W=5.0m



凡 例	
令和3年度まで	
令和4年度施工区間	
令和5年度以降	

令和4年度 市道郡線道路改良事業

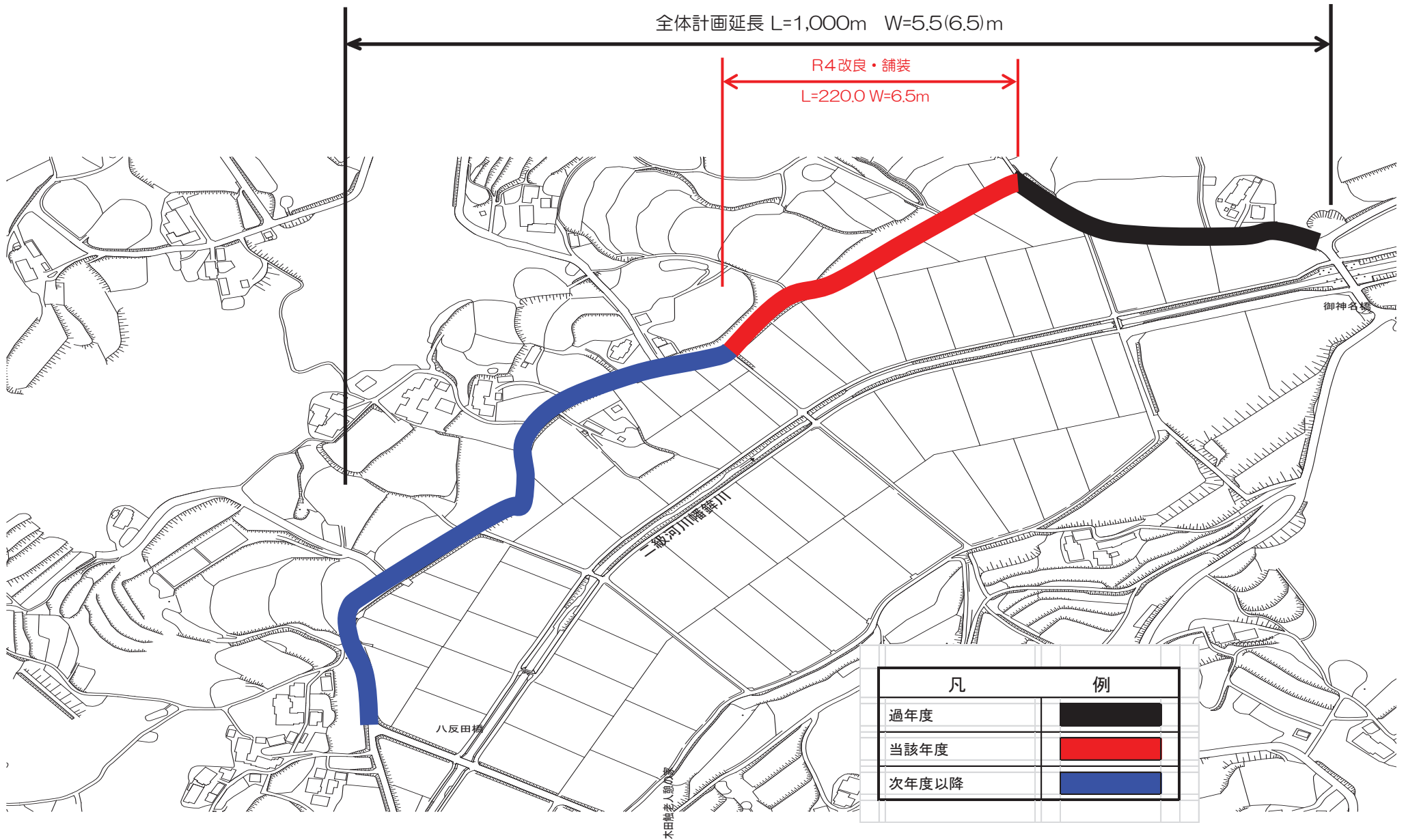
工事起点



工事終点



市道住吉船橋線道路改良事業



令和4年度 市道住吉船橋線道路改良事業

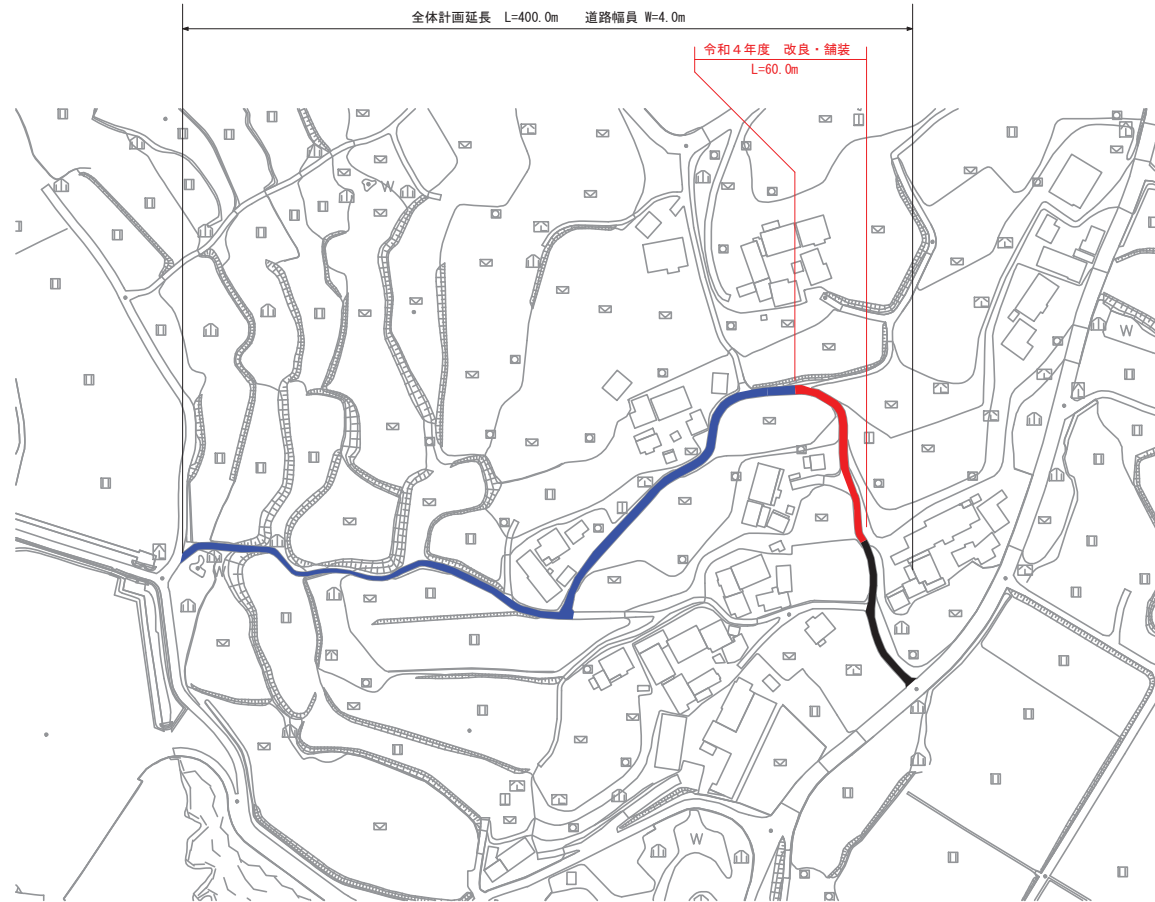
工事起点



工事終点



市道水畑線 平面図



凡例	
過年度	黒
当該年度	赤
次年度以降	青

年度	令和4年度
路線名	市道水畑線
施工箇所	巻城市 郷ノ浦町 坪触
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	
長崎県 巻城市	

令和4年度 市道水畑線道路改良事業

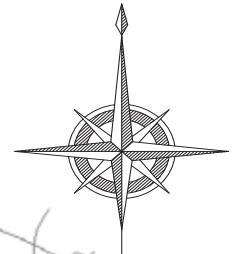
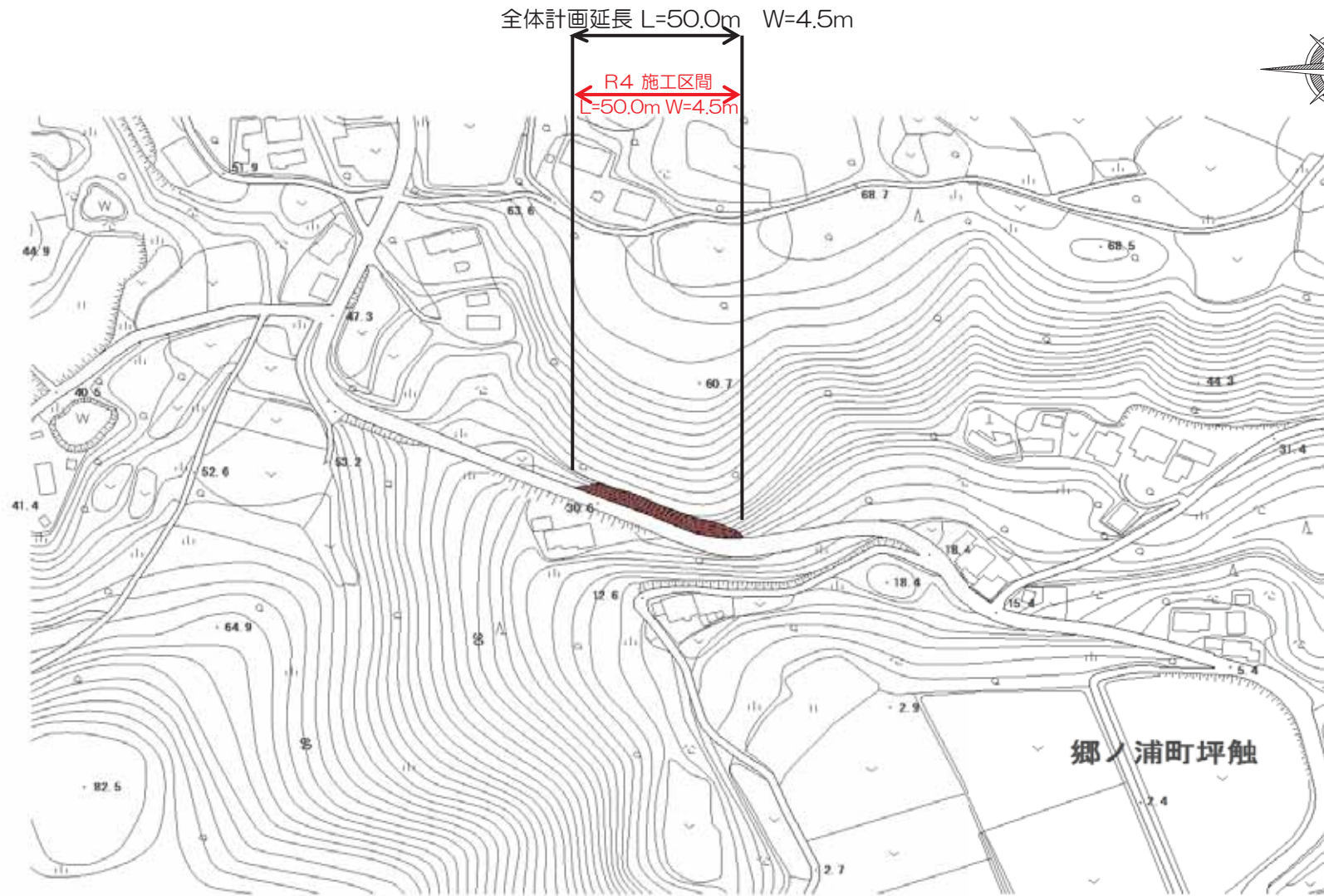
工事起点



工事終点



市道片原梅津線法面補修事業



凡	例
過年度	
当該年度	
次年度以降	

令和4年度 市道片原梅津線法面補修事業

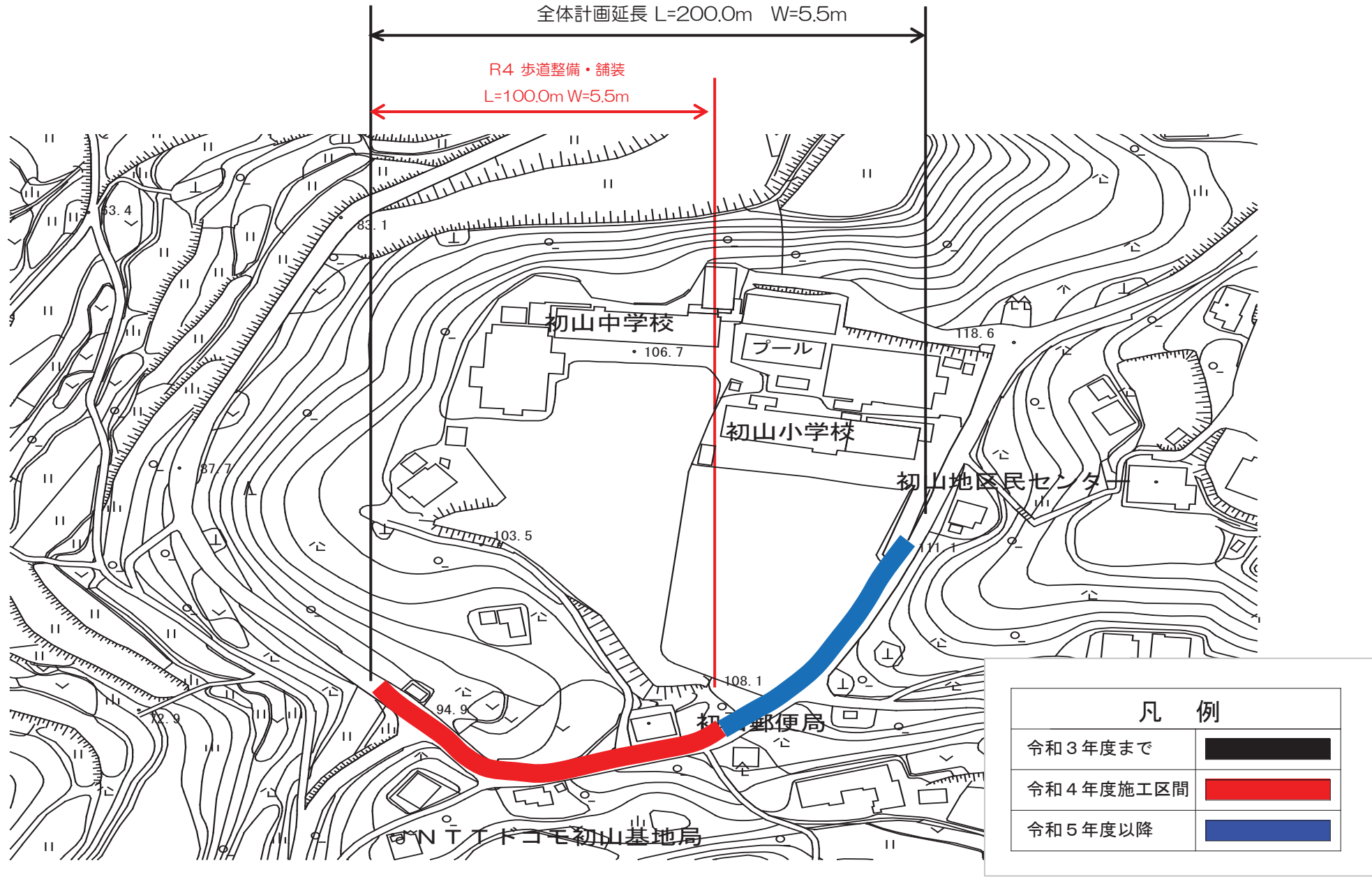
工事起点



工事終点



市道初山中央線道路改良事業（初山西）



令和4年度 市道初山中央線道路改良事業（初山西）

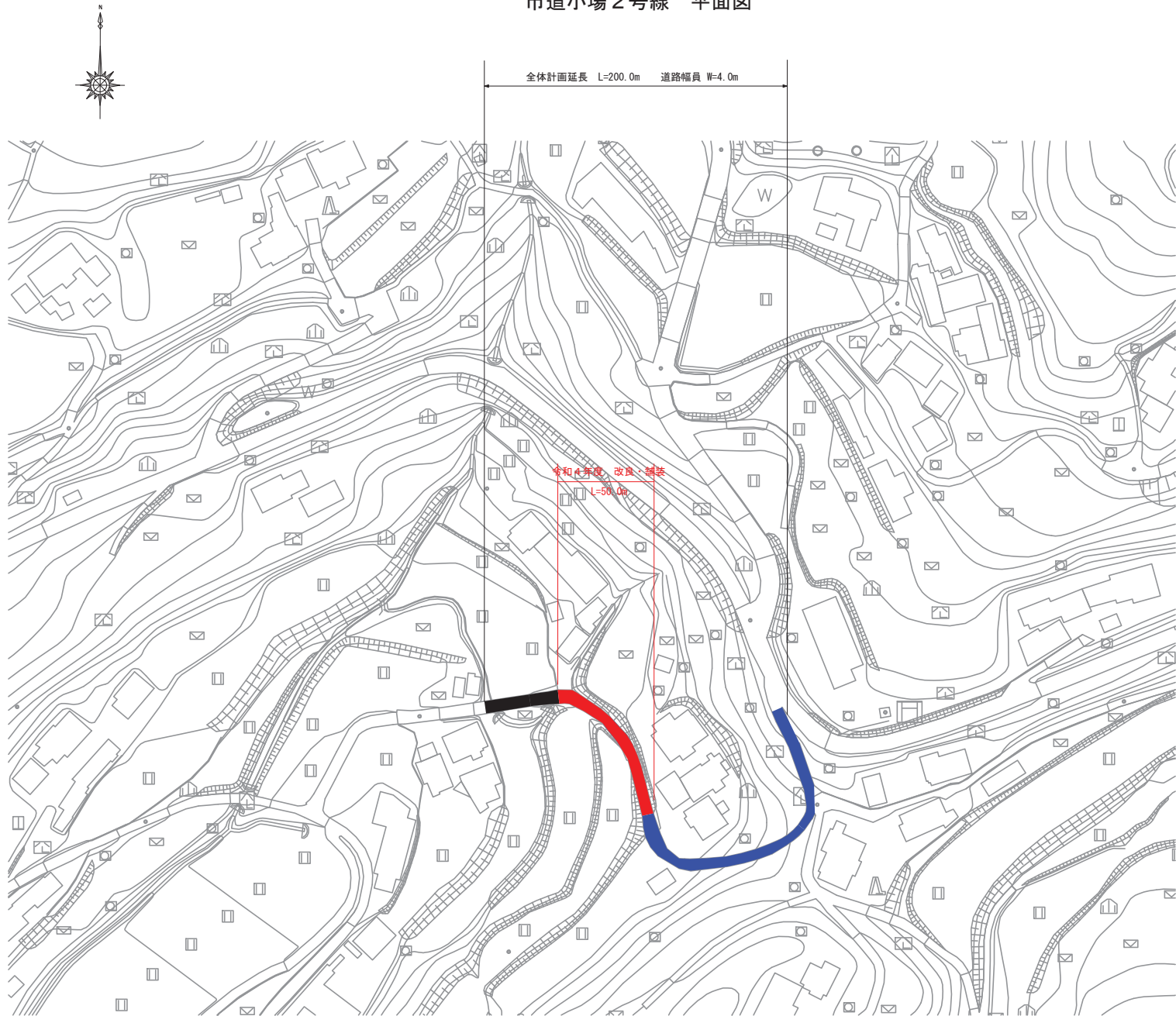
工事起点



工事終点



市道小場2号線 平面図



凡例	
前年度	黒色
当年度	赤色
次年度以降	青色

年度	令和4年度
路線名	市道小場2号線
施工箇所	巻城市 郷ノ浦町 初山東麓
図面種類	平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	

令和4年度 市道小場2号線道路改良事業

工事起点



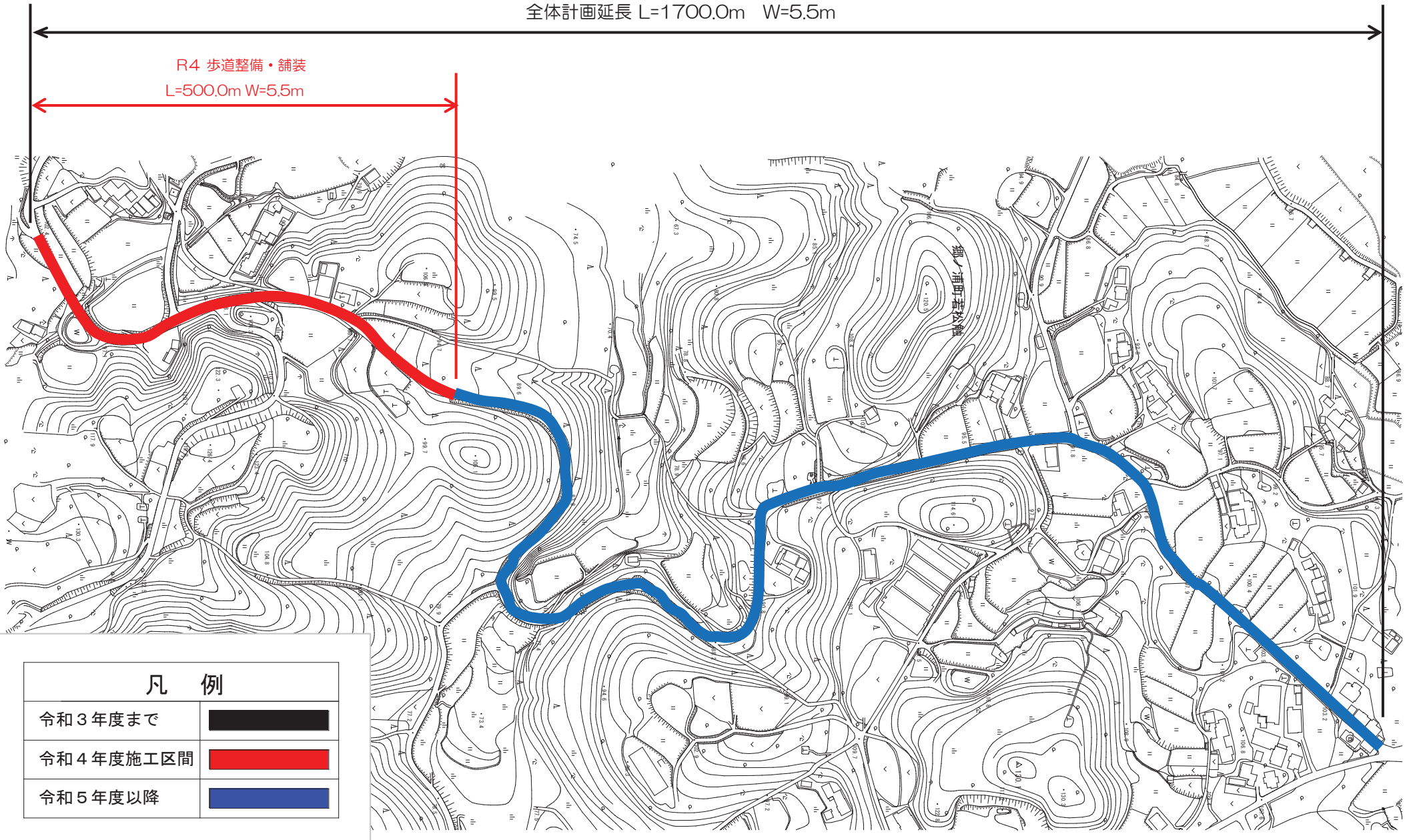
工事終点



市道初山中央線道路改良事業（若松）

全体計画延長 L=1700.0m W=5.5m

R4 歩道整備・舗装
L=500.0m W=5.5m



令和4年度 市道初山中央線道路改良事業（若松）

工事起点



工事終点

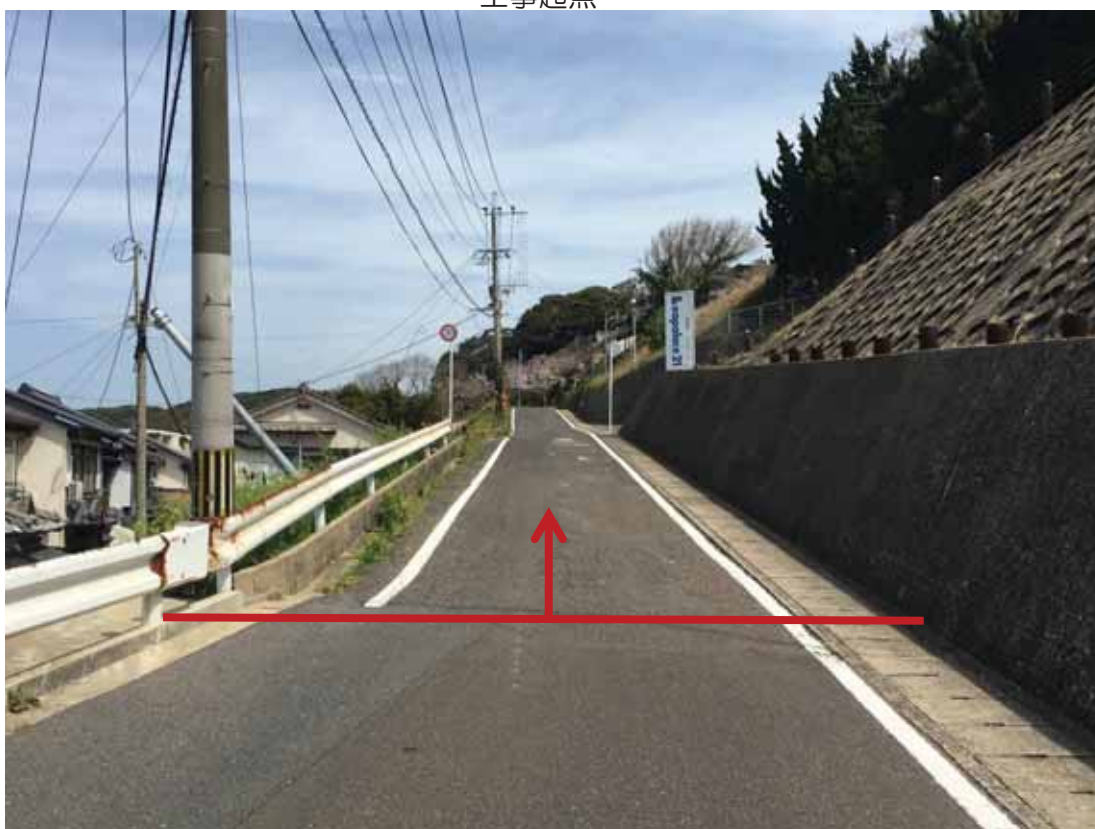


令和4年度市道町ノ先線道路改良事業



市道町ノ先線道路改良事業

工事起点

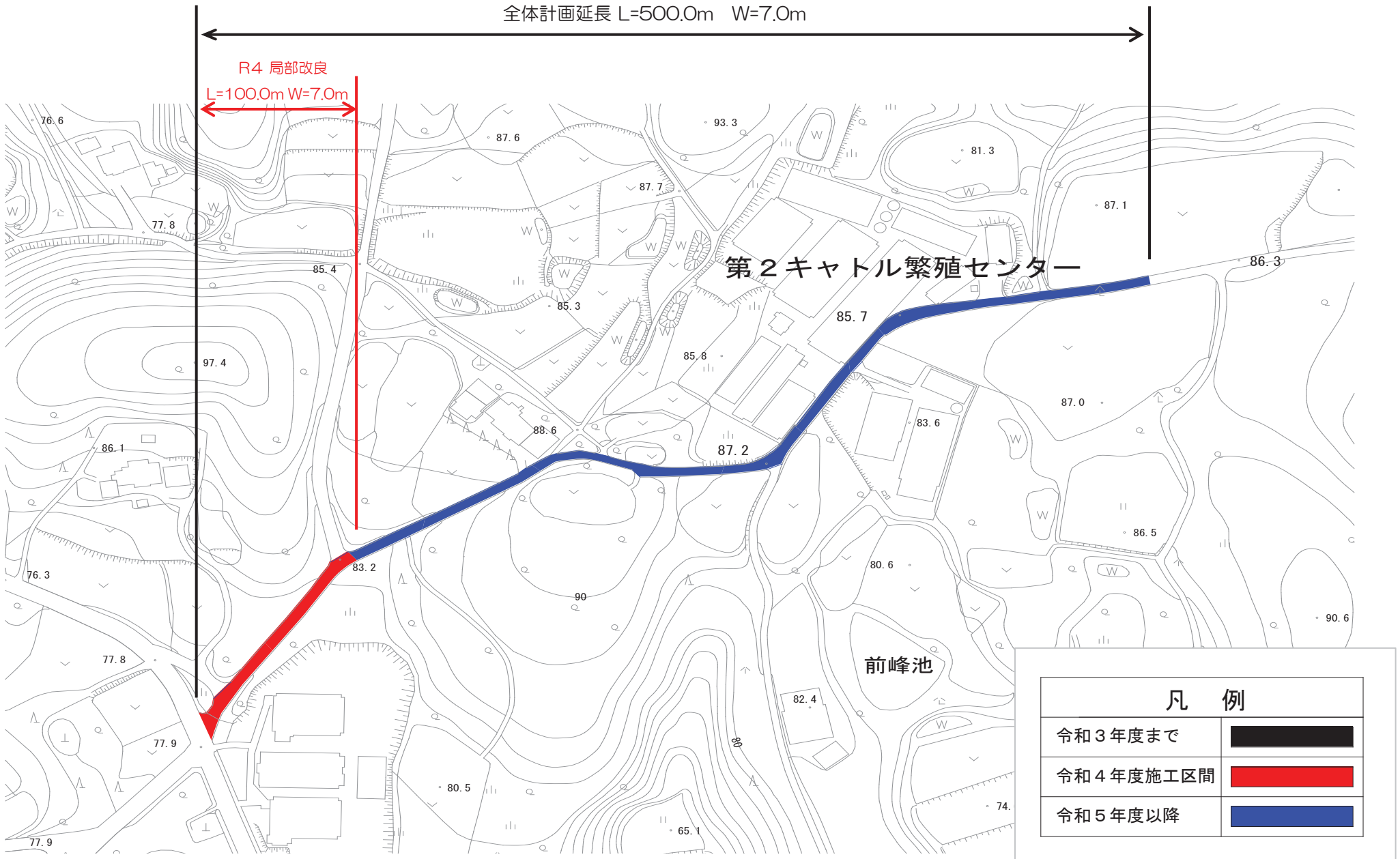


工事終点



市道新城諸津線道路改良事業

全体計画延長 L=500.0m W=7.0m



令和4年度 市道新城諸津線道路改良事業

工事起点

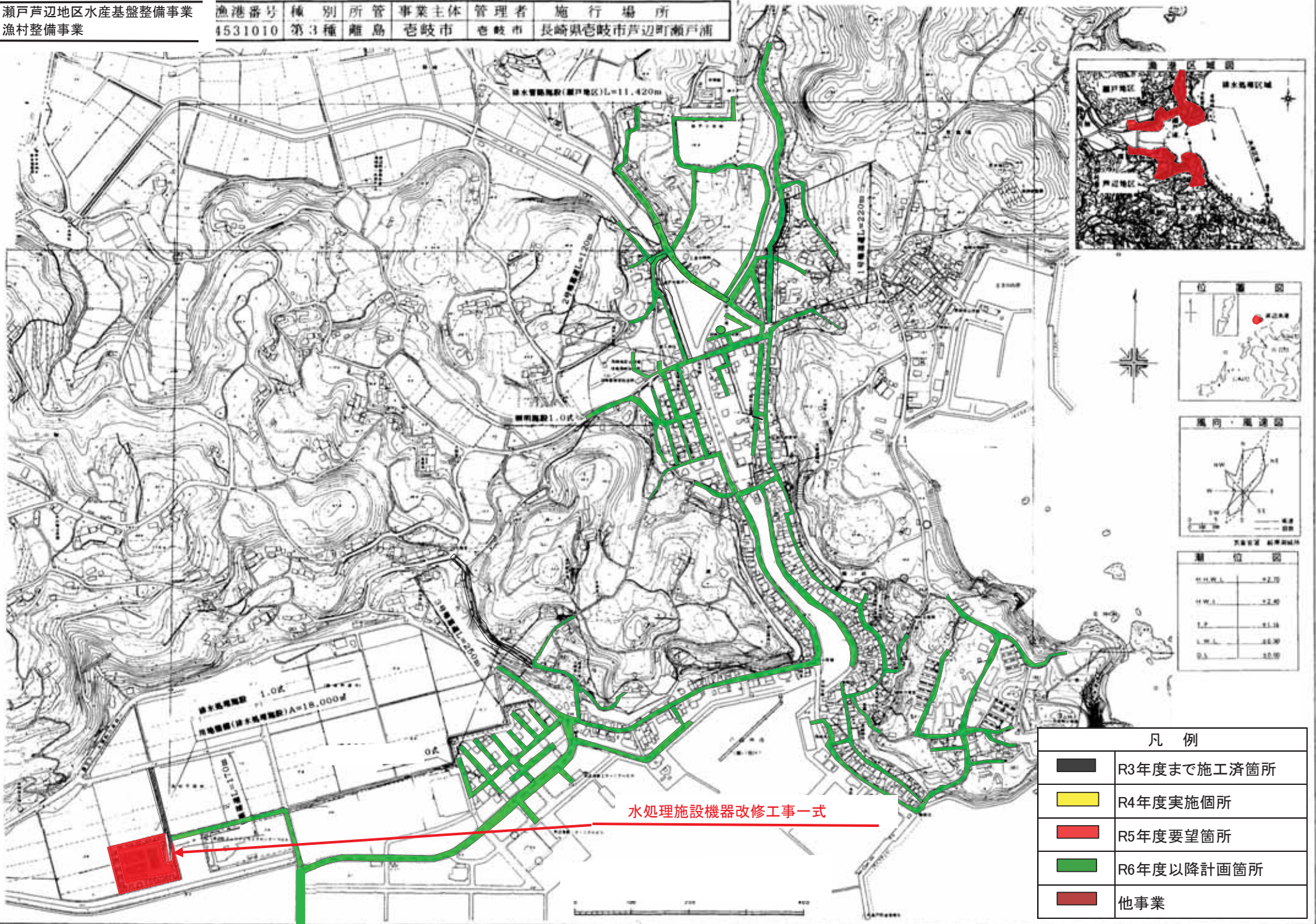


工事終点



瀬戸芦辺地区水産基盤整備事業
漁村整備事業

漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施行場所
4531010	第3種	離島	老岐市	老岐市	長崎県老岐市芦辺町瀬戸浦



凡例	
	R3年度まで施工済箇所
	R4年度実施箇所
	R5年度要望箇所
	R6年度以降計画箇所
	他事業

現場で頼もしく、環境にやさしい
時代が求める性能をここに。



FF500 B-2級

- 質量:98kg
- 始動方式:セルモータ式・リコイル式
- 規格圧力:0.7MPa
- 規格放水量:1.32m³/min



FF450 B-3級

- 質量:98kg
- 始動方式:セルモータ式・リコイル式
- 規格圧力:0.55MPa
- 規格放水量:1.44m³/min



FF400 B-3級

- 質量:98kg
- 始動方式:セルモータ式・リコイル式
- 規格圧力:0.55MPa
- 規格放水量:1.26m³/min

■基本性能 (FF500/FF450/FF400 共通)



クイックバルブ
パワフル&スピーディな送水性能。



OKモニタ
運転状態を一目で確認。



背面透光式圧力・連成計 / ダンパー式圧力計・連成計
夜間の視認性バツグンの背面透光式圧力・連成計と針がぶれなく正確指針のダンパー式圧力計・連成計。



W吸水方式 & オイルレス真空ポンプ
独自の吸水方式で最速吸水を実現。



全自動充電器
保守管理が容易。



オーバーヒート防止装置
エンジンの異常加熱や冷却水の異常昇温時はエンジンを自動停止。



自動吸水 (オプション)
エンジン始動後の吸水操作を自動化。吸水できない場合にはエンジンが自動停止します。自動/手動の切替スイッチ付で、実戦や訓練での状況に応じて使い分けが可能です。



ステップレス スロットルダイヤル
俊敏なスロットル操作を重視。

下置き燃料タンク
給油ラクラク。低重心&安定性向上。

高発電容量オルタネータ
約180Wのパワフル発電。HID投光器などの接続が可能。

ダンパー付圧力計
急激な圧力変動にも対応。

FF DASH premium

実戦に強い! 操法で勝つ!
確実な始動と圧倒的な送水力

- 電子制御燃料噴射方式だから、いつでもどこでも誰でも一発始動。
- 始動～吸水～送水～0.4MPa放水までクイックレスポンスを実現
- 操法用根元継手採用により、ホースの着脱性を向上、折れを防止。
- ダンパー式圧力計・連成計を標準装備。



操法用根元継手



排水キャッチタンク



大型ロープ掛け

いずれも
FF DASH premium
のみの仕様



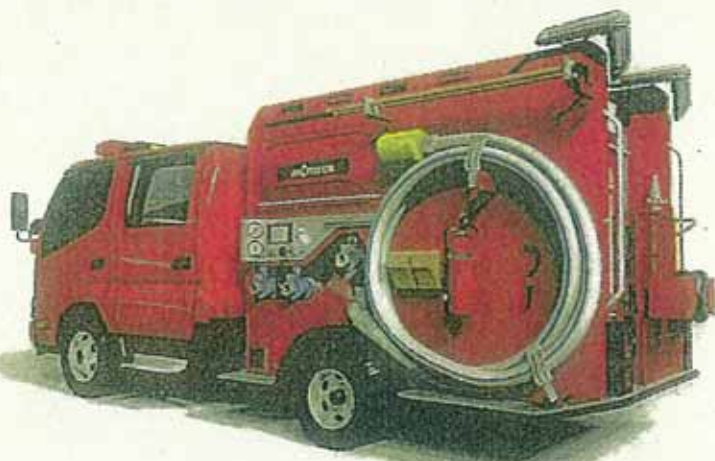
CD-1

ミラクル Light
CD-1型 消防ポンプ自動車



あなたの街を守る ——

軽量 & コンパクトのニュースタンダードカー



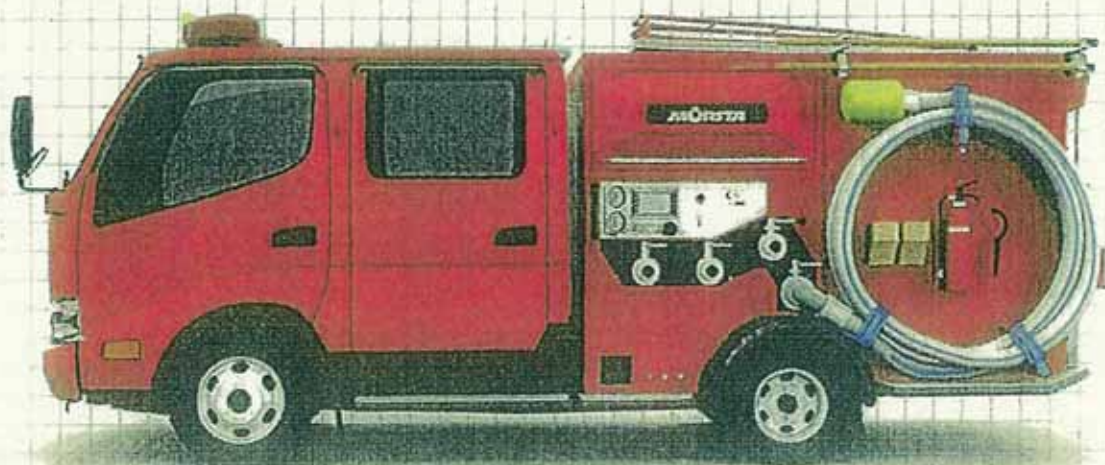
車両総重量
3.5t 未満
普通免許
対応車

車両総重量 3.5t未満 対応車

登場!

普通免許対応の消防ポンプ自動車

2017年3月12日の改正道路交通法の施行により改正前の5t未満から改定後は3.5t未満に引き下げられました。今後自動車運転免許を取得する人が従来のCD-I型消防ポンプ自動車を運転するには、準中型免許を取得する必要があります。消防団員のなり手の減少に更なる拍車をかけかねない事態に対し、普通免許で運転可能なCD-I型消防ポンプ自動車をご提案いたします。

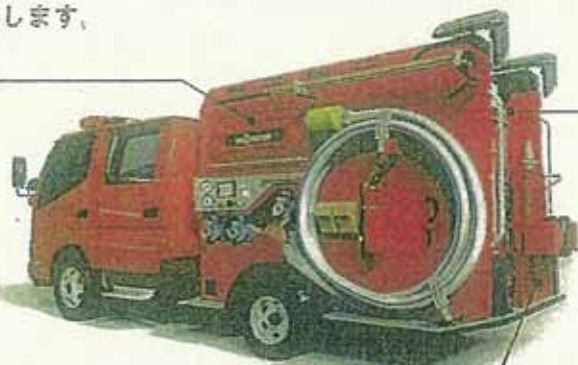


コンパクトなボディにしっかり収納・積載を確保

ポンプ室上部と車両後部に資機材庫を設置し、車両総重量3.5t未満の車両でありつつ、収納力も確保。多様な現場に対応します。



ポンプ室上部資機材庫



ホースカー(オプション)
ホース6本収納可能

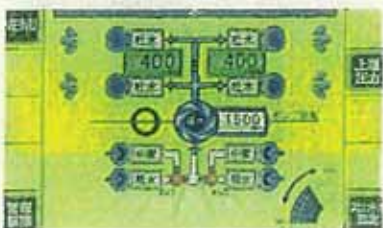


車両後部資機材庫

A-2級ポンプ搭載で、消火能力はそのままに

コンパクトな車両でありつつもCD-I型ポンプ車の規格である、
A-2級ポンプを搭載。放水性能を落とさず、従来通りの消火能力を発揮します。

安全機能装置付ポンプ操作装置を標準装備



● 安全機能付ポンプ操作盤「e-モニタ」

e-モニタは、カラー液晶チェックモニタ機能付き自動揚水装置です。
ワンタッチでの揚水操作に加え、揚水状態のチェック、エンジン回転数の制御など、
充実の機能で作業をサポートします。

● オールインワン設計で簡単操作

e-モニタ、各種計器類を一体化し優れた操作性と操作盤の省スペース化実現。
また、圧力計と連成計は斜め45度に張り出し、放水操作中の視認性を
向上させています。

● 充実の安心機能

「上限圧力設定機能」、「上限回転制御機能」をはじめ、様々な安全機能が
組み込まれており、隊員の安全な活動を支えます。

オプション

■ 高性能吸管 LF-RS

LF-RSは、口径は従来通りの吸
管と同じ75mmでありながら、従
来の75mm吸管と比較して大規模な
取水流量アップを実現！



従来の吸管とのスペック比較

	高性能吸管 LF-RS	機種A	機種B
口径	75	75	75
流量(L/min)	約200	約200	約170
流量*(L/min)	1,400	1,500	1,500

*流量は条件による

■ アオリ

本体ボディ上段にはデザ
イン性に優れたFRPアオ
リを張り付け可能。



■ 超高輝度LED投光器「クアトロビーム」

- 自衛車のヘッドライト用の超高輝度 白色LEDを
4灯搭載
- 作業エリア(10m~40m)をワイドに照射(拡散)
- 20m先を明るく照射



装備品オプション

■ Nomad360

ライト・三脚・バッテリー一体型のLED
投光器です。直径約12cmのコンパクト
な機体に収納でき、1人で簡単に持ち運
ぶことができます。また、設置が容易で
迅速に使用
できます。
ライト自体
は120度
~360度
の広範囲
に照射が
可能です。



■ Nomad Prime

Nomad360と同様に、ライト・バッテ
リー・三脚が一体型であり、折りたたむと
コンパクトな機体となるLED投光器で
す。ライト自体は正面3度のスポット照射
に加え、社
社レンズを
使用するこ
とで120度
の拡散照
射にも対応
しています。



■ エディルグラッパ MDC300 T30

油圧ユニット、ホースを接続する必要がない、充電式の油圧
コンピュールです。バッテリー1個で約15分稼働可
します(予備をきめて2個付属)。バッテリー切れの際には、
AC100Vアダプター電源を繋いで使用することも可能です。
先端部の最大開口幅は300mmで、最大220mmの幅のもの
を切断することができます。
また、最大引張力は78.6kN、最大耐力63.8kN、最大圧縮
力は先端から25mmの
部分で280kNです。
充電部は時計回り、反時
計回りに90度ずつ(合計
180度)回転します。



CD-I型 消防ポンプ自動車

主要諸元

【シャシ諸元】

機種	CD-I Type B
シャシ	11車級ダブルキャブ型 ディーゼルエンジン
トランスミッション	オートマチックトランスミッション
駆動方式	4×2
総排気量	2,982L
ホイールベース	2,545mm
最小回転半径	4.7m
燃料タンク容量	60L
前軸	175/75R15
後軸	146R13-8 ダブル
バッテリー	12V×1個
座員	8名

【積積諸元】

ポンプ	MZ型 A-2級
真直ポンプ	信越油ピストン式真直ポンプ MPDV-80
吸水口	計2口(75Aボールコック付 専有側側面各1口)
中継口	計2口(65Aボールコック付 専有側側面各1口)
吐水口	計4口(65Aボールコック付 専有側側面各2口)

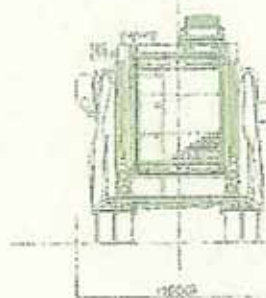
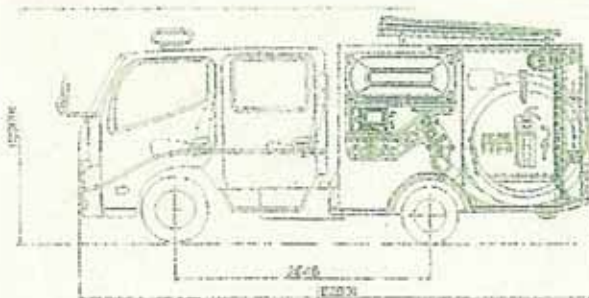
取付品

品目	内容	数量
ポンプ圧力計	電子式 φ100 N型 45度標出式	左右各1個
ポンプ速成計	電子式 φ100 N型 45度標出式	左右各1個
エンジン回転計	シャシ純正	1個
エンジン油温計		1個
黄色警告灯	12V	1個
電子サイレン	12V	1式
カーナビ	MM-150U 4+160 ハロゲン70W 搭載	1式
後退警音符	シャシ純正	1式
赤旗灯	プラスチック製(黄色)	1式
e-モニタ		左右各1個
ポンプ室内灯	MVSB-LB-W (モリタ) LED灯	1式
目(電)マーク	φ100	1個
尾灯ゴム	取付側:シャシ純正 取替側:モリタ純正	1式
接地灯	ポンプ室内側灯	左右各1個

付属品

品目	内容	数量
吸管	75mm×10m 金属ACスロッター	左右各1本
吸管ストレーナ	プラスチック製 75mm用	2個
吸口ストレーナ	プラスチック製 75mm用	左右各1個
吸管さりよけかこ	ポリエチレン製 75mm用 黄色	2個
吸管さく6本	ゴム製 75mm用	2個
吸管ロープ	φ10mm×15m	2本
消火栓金具	口径75mmネジメス×口径65mm逆起ネロス AC製	1個
中継用媒介金具	口径65mmネジメス×口径65mm逆起ネロス AC製	左右各1個
消火栓開閉金具	φ19 長さ800mm×径手300mm	1本
吸管スノワ	FCD製 75mm用	左右各1本
管さう	口径65 粘着剤クリップ付 AC製	左右各1本
ノズル	φ20、φ23、φ26 AC製	各1個
可変噴霧ノズル	バリアブルノズル φ23 AC製	1個
放口媒介金具	口径65mmネジメス×口径65mm逆起ネロス AC製	左右各2個
とび口	1.6m(とび口)ナラ材製 75mm径縦上	2本
立てこ	φ25 長さ650mm	1本
斜先スコップ	鉄:木製	1本
はしご	鋼管製 2つ折 3.6m 吊掛り	1脚
車輪止	ゴム製 小	2個
消火器	M-20MC(モリタ)AEC 20型	1本
ポンプ工具	凍結ホストレーナキャップ用スパナ	1個
4年耐用圧力検分金具	65A 逆起メスキャップ	1個
中継ホストレーナ	プラスチック製 65mm用	左右各1個
マイ1ポット	180ml 直付樹脂製	1本
補修用リッカー	スプレー式 黄色 300ml	1本

外観図 [単位: mm]



この仕様はお客様のニーズに合わせて変更することがあります。また、この仕様は製品の改良のため、仕様の内容は予告なく変更される場合があります。また、この仕様は現在使用している写真とは異なる場合があります。

人と地球のいのちを守る

MORITA
株式会社モリタ

本社 社: 7669-1359 兵庫県三木市テクノパーク1番地の5
営業本 社: 〒105-0003 東京都港区新橋6丁目26番31号
営業本 部: (03)6777-6070

東京営業部 (03)6777-5078 | 福岡支店 (092)641-5601
神奈川支店 (079)568-7870 | 仙台支店 (022)338-6481
名古屋支店 (052)721-5831 | 高山営業所 (076)482-2606



代理店

<http://www.morita119.jp>

1805-01 SE





令和4年度 6月補正②予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 6月補正予算②主要事業一覧	2~9
3. 基金の状況（見込み）	10



高 岐 市

令和4年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	6月補正②予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		22,466,036	381,915	22,847,951	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,645,887	437	3,646,324
		診療施設勘定	49,537		49,537
		計	3,695,424	437	3,695,861
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971		389,971
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,666,872		3,666,872
		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
		計	3,702,915		3,702,915
	下水道事業特別会計		408,695		408,695
	三島航路事業特別会計		120,672		120,672
	農業機械銀行特別会計		105,701		105,701
合計		8,423,378	437	8,423,815	
一般会計、特別会計の合計		30,889,414	382,352	31,271,766	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	6月補正②予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015		790,015
	資本的収入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業	0	3,785	3,785	3,785				0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の長期化による生活困窮世帯の新たな就労による自立を支援する。</p> <p>●事業内容 総合支援金の再貸付終了などにより、生活が困窮する世帯の就労による自立を支援するため「自立支援金」を支給する。新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、受給対象者の範囲や申請期限の延長に対応するものである。</p> <p>・申請期限：令和4年8月末（受給期限：令和4年11月末） ・支給金額：単身世帯 月額6万円、2人世帯 月額8万円、3人以上世帯 月額10万円</p>	市民福祉課 P12～13
	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	0	78,911	78,911	50,872				28,039	<p>●事業の背景・目的等 コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、生活・暮らしを支援する観点から、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。（未支給世帯への対応）</p> <p>●事業内容 ①住民税非課税世帯給付金（令和3年度分又は令和4年度分住民税均等割非課税世帯） ②新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯給付金</p> <p>・申請期限：令和4年9月末 ・支給金額：1世帯当たり10万円の給付</p> <p>国の予算上、R3年度決定額の一部がR4年度で新たに交付されることとなったため、一端、精算返納する（28,039千円）</p>	市民福祉課 P12～13
2 総務費 4 選挙費 4 参議院議員選挙費	参議院議員選挙費	11,269	1,173	12,442		1,173			0	<p>●事業の背景・目的等 任期満了に伴う参議院議員通常選挙が、7月に執行予定となっている。</p> <p>●事業内容 参議院議員通常選挙の選挙公報を、郵送にて市内各世帯に配布する。また、投票所の安全対策等を図る。</p> <p>・補助率：国10/10 ・事業内容：選挙公報郵送料（配達地域指定郵便物） 各投票所における施設修繕料</p>	選挙管理委員会 P12～13

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ	
					特定財源						一般財源
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	社会福祉総務費	8,939	1,000	9,939					1,000	<p>●事業の背景・目的等 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス基盤整備の促進を目的として、「香岐市社会福祉法人施設整備費補助金交付要綱」を施行している。</p> <p>●事業内容 社会福祉法人が行う施設等の整備に要する経費に対して補助金を交付する。</p> <p>・該当法人：社会福祉法人 結の会 ・該当施設：就労継続支援B型事業所「結」</p>	市民福祉課 P12～15
3 民生費 1 社会福祉費 2 社会福祉施設費	地域生活ホーム管理費	12,335	10,723	23,058					10,723	<p>●事業の背景・目的等 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業所の共同援助事業（グループホーム）として、日常生活や社会生活等において利用者の自立生活の助長を目的に香岐地域生活ホーム「ひまわりの家」を運営している。</p> <p>●事業内容 当施設の外壁（パラペット（屋上立上り壁））に一部崩落があり、調査の結果、他にも危険箇所が発見されたため、災害の未然防止と施設の維持補修のための工事を行う。</p> <p>・壁タイル・モルタル等の除去及び防水補修工事</p>	市民福祉課 P14～15
3 民生費 2 児童福祉費 4 保育所費	保育所費	481	172,658	173,139	115,106		46,000		11,552	<p>●事業の背景・目的等 民間による「認定子ども園」の開設により、これまで以上に延長保育事業・一時預かり事業・子育て支援事業・送迎車両事業等の様々な保育サービスの提供が可能となり、子育て世帯の多様なニーズに対応するため、施設整備費を支援する。</p> <p>●事業内容 民間による「認定子ども園」開設に対して、施設整備費の一部を補助する。</p> <p>交 付 先：社会福祉法人 北串会（長崎県雲仙市小浜町） 定 員：70名</p> <p>総事業費：258,480千円 交付基準額：（保育園）204,842千円（認定子ども園）25,370千円 補助率：国1/2・市1/4 交 付 金：国（保育園）102,421千円・（認定子ども園）12,685千円 市（保育園）51,210千円・（認定子ども園）6,342千円</p>	子ども家庭課 P14～15

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ	
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	80,117	38,837	118,954	38,837					0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルスワクチン接種の4回目追加接種が決定したため、接種に向けた体制確保及び接種準備を図り、香岐医師会協力のもと円滑な接種を実施する。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルスワクチン接種において、4回目接種に向けた体制確保並びに接種準備を図り、香岐医師会協力のもと円滑な接種を実施する。</p> <p>①実施期間 【全体】令和4年6月下旬～令和4年9月末予定</p> <p>②対象者 ・3回目接種を終えた60歳以上の者 ・3回目接種を終えた18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者 (3回目接種完了から少なくとも5か月以上経過後)</p> <p>③対象予定者数(令和4年4月末時点) 【全体】10,830人</p>	健康増進課 P14～15
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業	0	38,369	38,369		31,317				7,052	<p>●事業の背景・目的等 第3期ながさき農林業・農山村活性化計画に基づき、「次代につなげる活力ある農林業の振興」、「多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化」の推進に必要な生産施設や農業用機械等の施設整備に対し支援を行う。</p> <p>●事業内容 ①集落営農法人応援型 補助率：県2/5、市1/10 ・集落営農法人(5団体) 農業用機械(コンバイン他) 19,632千円</p> <p>②認定新規就農者応援型 補助率：県1/2、市1/10 ・個人(2名) 農業用施設(アスパラハウス) 18,737千円</p>	農林課 P14～15
	農業経営安定化支援事業	1,857	1,599	3,456						1,599	<p>●事業の背景・目的等 農業農村を取り巻く環境は、生産コストの高止まりや流通・消費の大きな変化、担い手の高齢化の進展と後継者不足など、大きく変化している。香岐市の重点振興品目であるアスパラガスへの支援を行い、農業振興を図っていく。</p> <p>●事業内容 「アスパラガス」のハウス建設に対し補助を行う。 ・農業経営安定化支援事業補助金 1,599千円</p>	農林課 P14～15

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	持続可能な新水産創造事業	0	2,671	2,671	0	2,003	0	0	668	<p>●事業の背景・目的等 箱崎漁協の定置網では、これまで主要魚種であったスルメイカの漁獲量が減少しており、マゴロ等の大型魚の漁獲が増加している。 定置網に小型魚と大型魚が入網した場合には大型魚が激しく暴れ、マゴロ等大型魚の身焼けの発生やスルメイカ等の小型魚が損傷することにより、市場価値が大きく低下するとともに釣り餌としての利用もできない等の支障が出ている。 今回、電気ショックを導入し使用することにより、大型魚を鎮静化させることにより、マゴロ等大型魚の身焼け等防止等による品質向上を図る。</p> <p>●事業内容 持続可能な新水産創造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費：4,008千円（税抜き） 電気ショック導入（2台） ・補助率：県1/2、市1/6 	水産課 P14~15
	浜の活力再生・成長促進交付金事業	0	12,757	12,757	0	9,355	0	0	3,402	<p>●事業の背景・目的等 郷ノ浦町漁協の冷凍・冷蔵庫は長年使用してきたことにより性能が劣化しており、冷凍・冷蔵能力は低下している。 特に、扉の老朽化により断熱が十分に機能しておらず、庫内の入庫物に間隔をあけて置く事に対応しているが、実質的に使用できる容量が減少している。 今回、冷凍・冷蔵施設の改修を実施することにより、使用する餌の増量等を図り、クエ・ブリ釣り等の延縄漁業を推進する。併せて、冷凍保管体制を見直し集約化を図ることにより、維持経費の効率化を目指す。</p> <p>●事業内容 浜の活力再生・成長促進交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 17,010千円（税抜き） 冷凍・冷蔵施設改修 1式 ・補助率：国5.5/10、市1/5 	水産課 P14~15

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	31,893	269	32,162	0	0	0	0	269	<p>●事業の背景・目的等 郷ノ浦町久矢里船溜まりにおいて、浮桟橋の渡橋が経年による老朽化が著しく、乗下船時等に危険な状況である。安全な利用を図るため、施設補修に必要な経費の一部を補助する。</p> <p>●事業内容 船溜まり整備事業補助金</p> <p>・事業費 1,039千円 久矢里船溜まり補修 1式</p> <p>・補助率：1/2以内</p>	水産課 P14～15
5 農林水産業費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	漁村再生交付金事業	63,710	0	63,710	0	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 初山漁港（初瀬地区）は漁村再生交付金事業により、防風柵及び簡易浮桟橋の整備に取り組んでいる。これまで実施した調査・設計の結果、地盤改良工が必要になったことから委託料（配合試験費）を追加するとともに、設計成果に伴い3.0m岸壁取付の拡幅に埋立申請が必要になったため委託料（埋立申請図書作成費）を追加する。なお、その追加する委託料については工事費から組替えを行う。</p> <p>●事業内容 漁村再生交付金事業</p> <p>・調査業務（配合試験） 1式（追加）</p> <p>・測量設計業務（埋立申請図書作成） 1式（追加）</p> <p>・改修工事 減（工事費より委託料への組み替えによる）</p>	水産課 P14～17
8 消防費 1 消防費 1 常備消防費	常備消防総務費（消防本部・署）	37,416	427	37,843				400	27	<p>●事業の背景・目的等 箱崎幼稚園幼年消防クラブは結成後から毎月避難訓練等を実施し、その内容は紙芝居、ビデオ、CD等を有効に活用し、また、定期的に消防車の体験試乗を行い、消防への関心を深め、幼児期における火災予防教育を行っている。今後、充実した活動を展開するため、また広く地域住民へ火災予防をPRし、幼児期における防災教育をさらに効果的なものにするためにも、幼年消防用鼓笛隊セットの導入を計画したものである。</p> <p>●事業内容 コミュニティ助成事業（地域防災組織育成）を活用し、箱崎幼稚園幼年消防クラブに幼年消防用鼓笛隊セットを整備する。</p>	消防本部 P16～17

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団運営費	97,075	▲ 1,320	95,755					▲ 1,320	<p>●事業の背景・目的等 令和4年4月28日に行われた長崎県消防協会沓岐分会定期総会において、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、沓岐市消防ポンプ操法大会を中止とすることが決定され、それに伴い長崎県消防ポンプ操法大会への出場辞退が決定した。</p> <p>●事業内容 沓岐市消防ポンプ操法大会の中止及び長崎県消防ポンプ操法大会出場辞退に伴い、長崎県消防協会沓岐分会への負担金を減額する。</p>	消防本部 P16~17
	消防操法大会事業	7,745	▲ 7,044	701					▲ 7,044	<p>●事業の背景・目的等 令和4年4月28日に行われた長崎県消防協会沓岐分会定期総会において、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを踏まえ、沓岐市消防ポンプ操法大会を中止とすることが決定され、それに伴い長崎県消防ポンプ操法大会への出場辞退が決定した。</p> <p>●事業内容 沓岐市消防ポンプ操法大会の中止及び長崎県消防ポンプ操法大会出場辞退に伴い、予算の減額を行う。なお、長崎県消防ポンプ操法大会及び全国操法大会は開催予定であるため、その関連経費については減額しない。</p>	消防本部 P16~17

令和4年度 6月補正②予算の事業概要

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 保険給付費 6 傷病手当金 1 傷病手当金	傷病手当金	1	437	438		437 特別交付金			0	<p>●事業の背景・目的等 令和4年5月16日付け厚生労働省保険局発出事務連絡において、国の傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間が令和4年9月30日まで延長され、令和4年3月下旬からの感染拡大の状況を鑑み、補正予算を計上。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に罹患した被用者等へ傷病手当金を支給するもの。 令和4年9月30日までに感染した分の申請が10件と仮定し、長崎県の最低賃金を基に補正予算額を算定。 支給額は「(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数」となっており、支給対象日数は「療養のために3日間連続して仕事を休み、4日目以降の休んだ日のうち、元々出勤予定であった日数」となることから、10日で算定。</p>	保険課 P10~11

基 金 の 状 況 (見込み)

○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,304,222	250,250	0	1,554,472	100	50,000	1,504,572	
減債基金	765,541	660,025	0	1,425,566	20	0	1,425,586	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,863	10	0	25,873	1	0	25,874
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	130,000	556,970
	老人ホーム事業施設整備基金	166,834	10	0	166,844	5	0	166,849
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	125,240	5	11,900	113,345	5	28,252	85,098
	沿岸漁業振興基金	51,152	18,082	18,077	51,157	18,079	18,077	51,159
	教育振興基金	8,004	1	1,000	7,005	2	300	6,707
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	1	0	6,244	1	0	6,245
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	392,764	1,780,636	0	450,000	1,330,636
	ふるさと応援基金	544,378	358,842	317,360	585,860	500,020	450,000	635,880
	過疎地域持続的発展特別事業基金	572,361	256,500	56,000	772,861	89,000	225,000	636,861
	本庁舎建設基金積立金	250,036	25	0	250,061	10	0	250,071
	学校施設整備基金積立金	300,095	50,070	0	350,165	10	0	350,175
	彦岐市森林環境譲与税基金	9,578	6,529	0	16,107	8,501	10,437	14,171
小 計	5,968,734	690,075	797,101	5,861,708	615,634	1,312,066	5,165,276	
計	8,038,497	1,600,350	797,101	8,841,746	615,754	1,362,066	8,095,434	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	130,717	5	68,979	61,743	5	31,798	29,950
	介護給付費準備基金	61,117	5	3,182	57,940	3	4,117	53,826
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	1	1,000	12,047	1,001	1,000	12,048
	計	204,880	11	73,161	131,730	1,009	36,915	95,824
合 計	8,243,377	1,600,361	870,262	8,973,476	616,763	1,398,981	8,191,258	

○定額運用基金

区 分	令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	52,566	5,000	0	57,566	5,000	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	74,566	5,000	0	79,566	5,000	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,317,943	1,605,361	870,262	9,053,042	621,763	1,398,981	8,275,824
-----------------	-----------	-----------	---------	-----------	---------	-----------	-----------